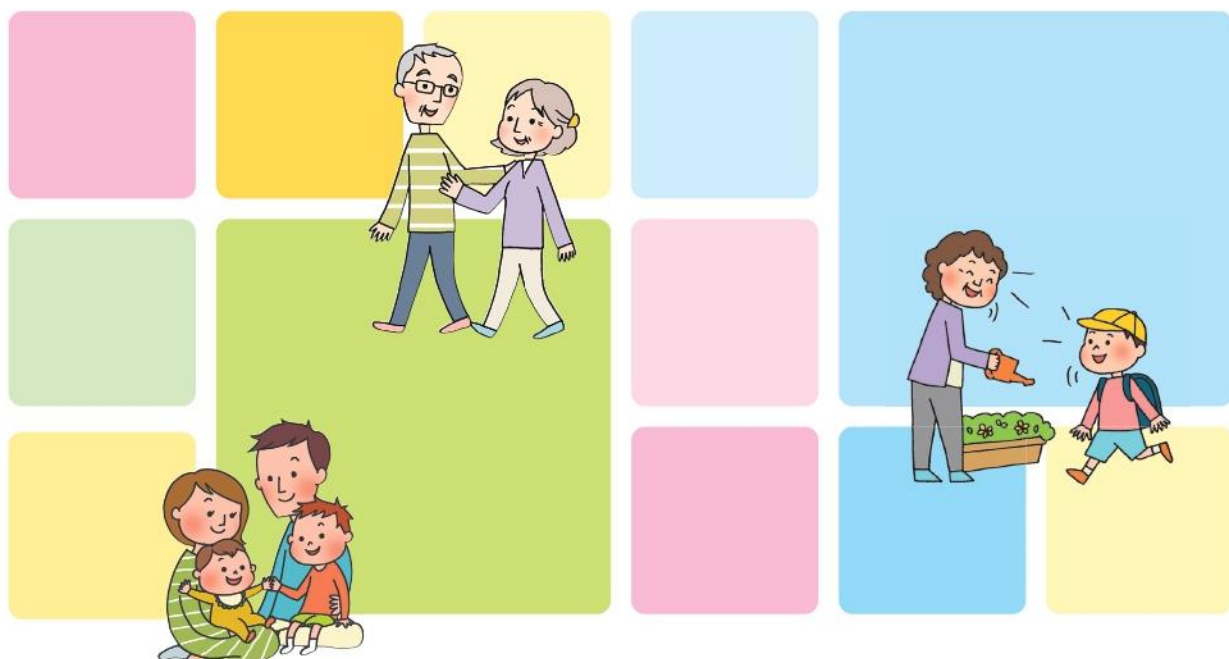


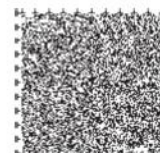
第2次幸手市地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)



幸手市

令和3年3月



はじめに

令和の時代を迎えた今日、超少子高齢社会の中で人々の暮らしや地域のあり方の多様化が進み、地域や世帯、そして個人が有する課題は複合的なものとなっております。従来の単一の制度や施策では解決が困難なものもあるため、複合的に支援していくことが必要です。



また、現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式が必要となり、地域福祉のあり方についても、新たな課題が山積している現状でもあります。

このたび、第1次計画が期間満了となることから、近年の社会潮流や本市の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、本市で暮らす誰もが健やかに暮らし続けられるよう、「第2次幸手市地域福祉計画」を策定いたしました。

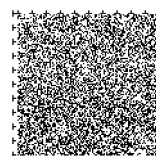
制度や分野ごとにとらえられてきた課題に対し、支援する側とされる側という関係を超えて、市民一人ひとりが「我が事」として、さらに分野や世代にかかわらず「丸ごと」つながることで、支え合いの中で安心して暮らしていける「共生社会の実現」をめざした計画となっております。

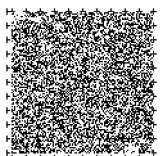
今後も厳しい社会情勢が続くものと予測されますが、本計画の実現に向けましては、市民の皆様をはじめ、各種団体のご協力が必要不可欠であります。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、幸手市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や福祉関係団体・事業所の皆様へのヒアリングなど、各場面で貴重なご意見、ご提言をお寄せくださった皆様に深く感謝を申し上げます。

令和3年3月

幸手市長 木村 純夫

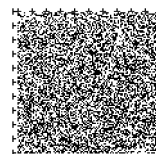


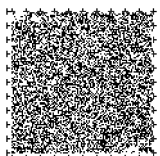


目次

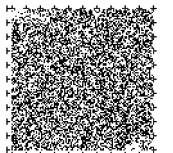
第1章 総論	1
第1節 地域福祉計画とは	2
1 地域福祉の考え方	2
2 計画策定の趣旨・背景	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 地域の範囲	6
6 計画の策定体制	7
第2節 幸手市の現状	8
1 統計からみる現状・課題	8
2 アンケート調査からみる現状・課題	16
3 関係機関調査からみる現状・課題	30
4 第1次計画からみる評価・課題	34
第3節 計画の基本理念・方針	38
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	40
第2章 各論	41
基本目標1 地域福祉を支える人づくり	42
基本目標2 支え合いのある地域づくり	46
基本目標3 地域福祉の基盤づくり	54
基本目標4 安心できる生活の基盤づくり	60
第3章 計画の推進	67
第1節 計画の推進体制	68
1 計画推進に向けて必要な視点	68
2 協働による計画の推進体制	70
第2節 計画の進行管理	72
1 進行管理	72
2 PDCAによる点検・評価	72
資料編	73
1 幸手市地域福祉計画策定委員会設置条例	74
2 幸手市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	76
3 計画の策定経過	77
4 用語解説	78

※用語解説に掲載されている用語については、初出の箇所に*印を記載しています。





第1章 総論



第1節 地域福祉計画とは

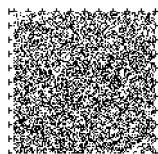
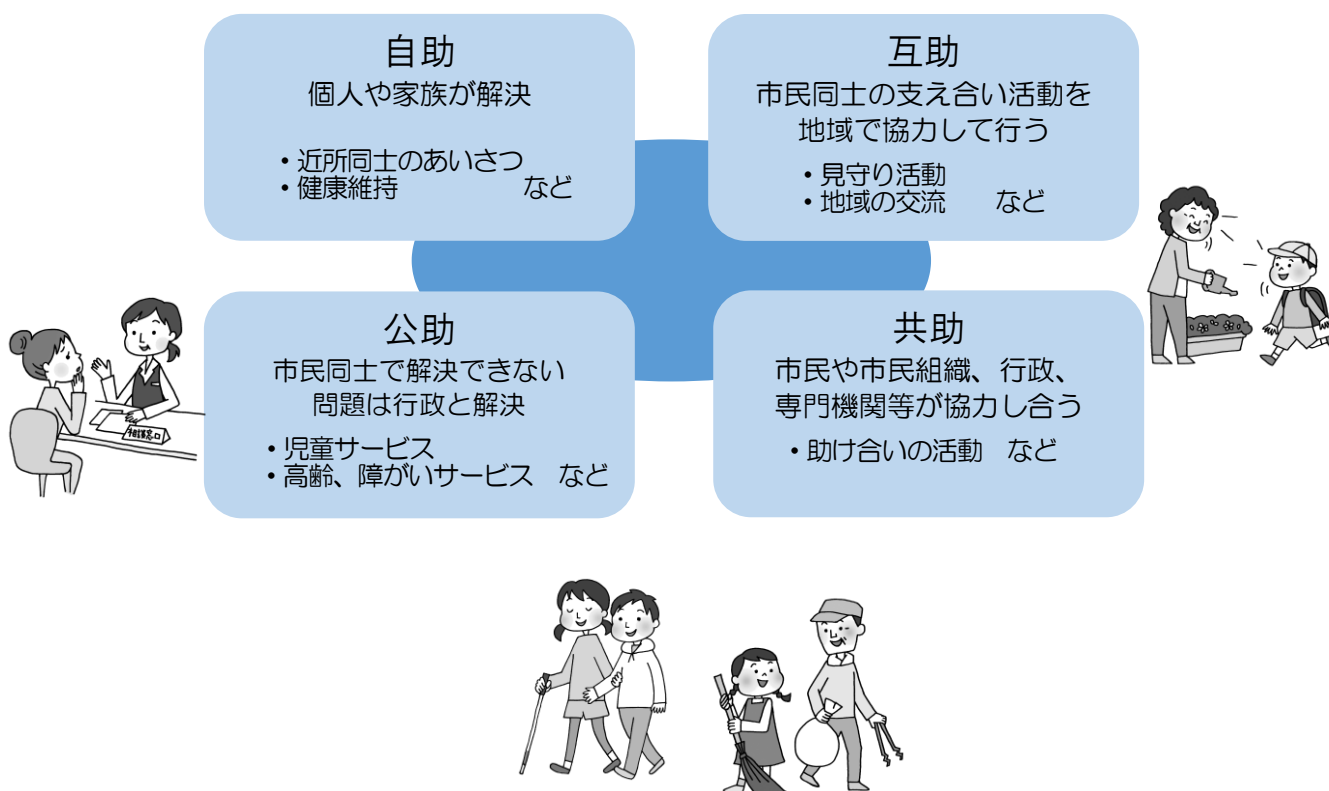
1 地域福祉の考え方

「社会福祉」は支援を必要とする特定の人に向けた福祉の考え方ですが、「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、地域に住むだれもが、地域で、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO*、事業者、市、社会福祉協議会*等が協力して暮らしやすい地域づくりを進めることです。

暮らしやすい地域づくりを進めるためには、日ごろ、日常生活の身の回りで発生する問題を解決していかなければなりません。このとき、個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決し（互助・共助）、市民同士で解決できない問題は行政が解決する（公助）という、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方が重要となってきます。

この「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を踏まえた地域の助け合いによる福祉、これが「地域福祉」です。

■自助・互助・共助・公助のイメージ



2 計画策定の趣旨・背景

少子高齢化や核家族化の進行をはじめ、地域の間人関係が希薄化し、家族の扶養・介護機能が低下するなど、地域福祉を取り巻く環境は厳しさを増し、社会福祉に対するニーズは多様化してきています。また、近年では自殺やホームレス、孤立死、生活困窮者の増加なども深刻な社会問題となってきました。

これからのまちづくりには、地域のさまざまな地域生活課題について「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携によって、子どもから高齢者まで市民のだれもが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

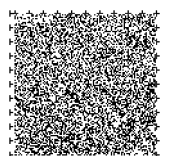
こうした中、国においては、制度や分野ごとに捉えられてきた課題に対し、支援する側とされる側という関係を越えて、市民一人ひとりが「我が事」として、さらに分野や世代に関わらず「丸ごと」つながることで、支え合いの中で安心して暮らしていける「地域共生社会の実現」が掲げられました。また、平成30年4月の改正社会福祉法施行に伴って、各自治体では、「住民相互の支え合い機能強化、公的支援との協働*による地域課題解決の体制整備」「複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築」「地域福祉計画の充実」が図られることになりました。

本市においては、平成28年3月に「幸手市地域福祉計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を基本理念として、地域と行政の協働による地域福祉を推進していく中で、すべての市民が住み慣れた地域でともに安心して暮らせるよう、地域社会における共生の実現に取り組んできました。

このたび、第1次計画が計画期間満了となることから、近年の社会潮流や本市の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、本市で暮らすだれもが健やかに暮らし続けられるよう、「第2次幸手市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本市は全国的な傾向と同様に、高齢者および高齢者のみの世帯等も増加しています。また、要介護高齢者や障がいのある人も増加しており、市民一人ひとりが互いに助け合いながら、安心して生活できる新たなコミュニティづくりがますます重要となっています。

本計画は、引き続き、市民、行政、社会福祉法人やNPO等の関係団体や企業がともに力を合わせ、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を推進し、だれもが心豊かな生活を営める福祉のまちづくりの実現をめざして策定したものです。

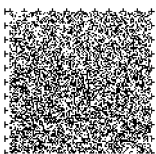
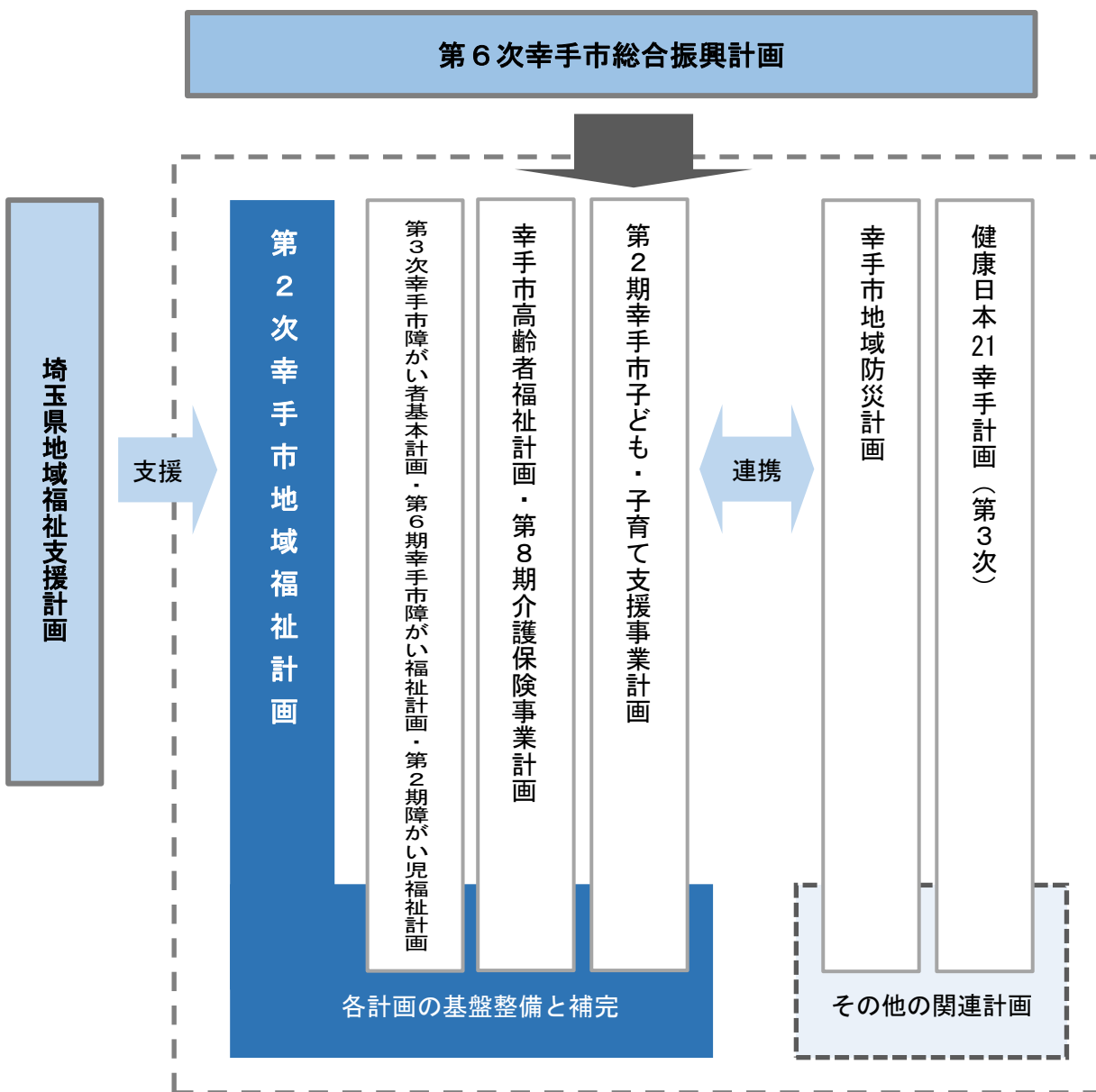


3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、幸手市としての地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向性を定めるものです。

また、本計画は、平成31年3月に策定された「第6次幸手市総合振興計画」を最上位計画とし、「幸手市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」「第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画」「第3次幸手市障がい者基本計画・第6期幸手市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」など、各福祉分野の上位計画に位置付け、その他関連する個別計画との整合性を図るとともに、環境・教育・住宅・防災などの関連分野とも連携し策定したものです。

【幸手市地域福祉計画と他の諸計画との関係】

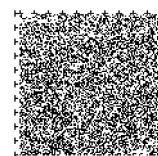


4 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中において、社会的な環境の変化や保健・医療・福祉に関する制度等が著しく変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

【地域福祉計画に関連する幸手市の各行政計画の計画期間】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第6次幸手市総合振興計画	基本構想（令和1～10年度） 前期基本計画期間					後期基本計画			
第2次幸手市地域福祉計画			計画期間				次期計画		
第2期幸手市子ども・子育て支援事業計画		計画期間				次期計画			
幸手市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			計画期間			次期計画			
第3次幸手市障がい者基本計画	計画期間								
第6期幸手市障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画			計画期間			次期計画			
幸手市地域防災計画	計画期間の規定はなく、必要に応じて修正								
健康日本21 幸手計画（第3次）	計画期間					次期計画			

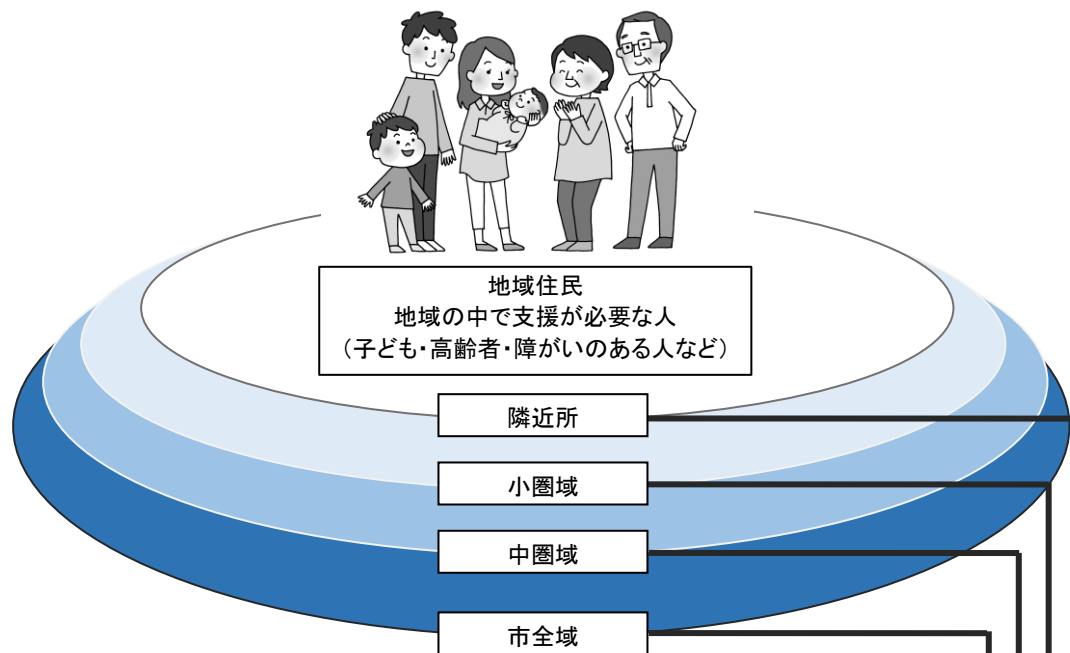


5 地域の範囲

地域福祉を進めていくためには、地域福祉の担い手として期待されるそれぞれの主体が、どのような地域の範囲において活動していくかが重要です。

本計画では、地域の範囲を次のように重層的に設定しますが、生活課題によっては住んでいる場所にとらわれない支え合い、助け合いの活動もあります。

したがって、ここに示す地域は固定的、限定的なものとしてではなく、活動やサービスによって柔軟に捉えるものとします。



■階層ごとに期待される役割

隣近所：

○見守りや声掛けによる身近な助け合い など

小圏域（町会・自治会）：

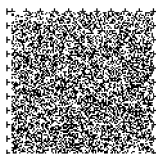
○各種行事による交流・社会参加活動、生活課題の把握等を行い、助けを必要とする人に地域住民と一緒にやって対応すること、身近な相談 など

中圏域：

○小圏域同士の連携、関係団体との連絡調整、地域課題の共有 など

市全域：

○相談体制の充実、情報提供、サービス調整、関係機関との連絡調整等、地域福祉全般の取りまとめ など



6 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、地域福祉計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、地域福祉に関する各種アンケートを実施するなど、市民の多様な意見を集約するためのさまざまな手法を取り入れました。

(1) 幸手市地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

地域福祉計画策定の基礎資料とするために、幸手市の住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。調査は令和2年1月8日～1月24日の期間に郵送配布・郵送回収により実施しました。

■回収結果

配布数	回収数	回収率
2,000 件	1,020 件	51.0%

(2) 地域福祉計画策定委員会の設置

識見者や関係団体の関係者等で構成された「幸手市地域福祉計画策定委員会」において、計画の内容を検討していただくとともに、さまざまな意見をいただきました。

(3) 関係機関調査の実施

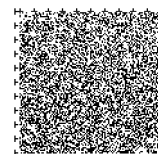
地域における福祉活動や各種のボランティア活動支援の主体である福祉の関係団体や事業者を対象に、アンケート調査を実施しました。調査は令和2年6月22日～7月22日の期間に郵送配布・郵送回収により実施しました。

■回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率
福祉の関係団体	33 件	27 件	81.8%
福祉関連事業者	60 件	24 件	40.0%
合計	93 件	51 件	54.8%

(4) 情報の公開と計画への反映

市ホームページや広報紙、その他さまざまな機会を通じ、計画策定に関する情報を公開するとともに、計画素案のパブリックコメントを実施し、策定情報公開と市民ニーズの把握、市民意見の計画への反映に努めました。



第2節 幸手市の現状

1 統計からみる現状・課題

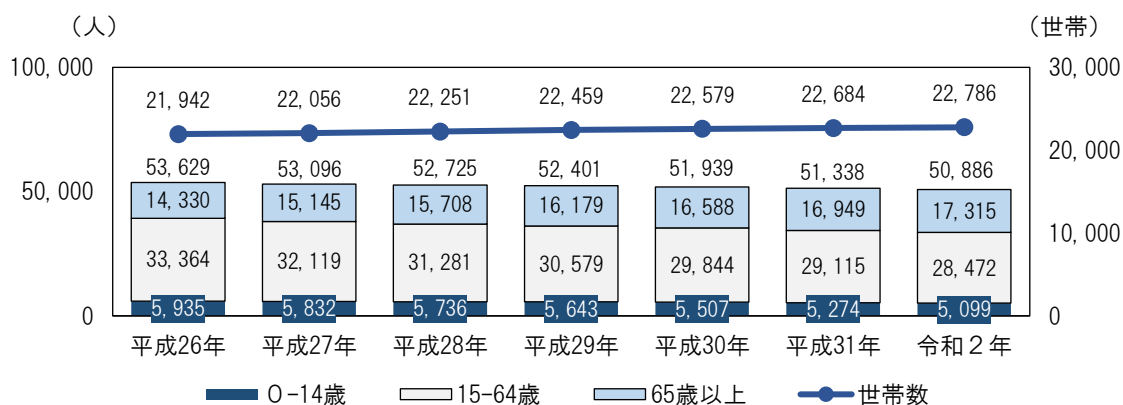
(1) 人口と世帯の状況

①人口と世帯の推移

総人口は、平成26年以降減少傾向にあり、令和2年現在では50,886人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳（年少人口）と15～64歳（生産年齢人口）で減少傾向、65歳以上（高齢人口）で増加傾向となっています。

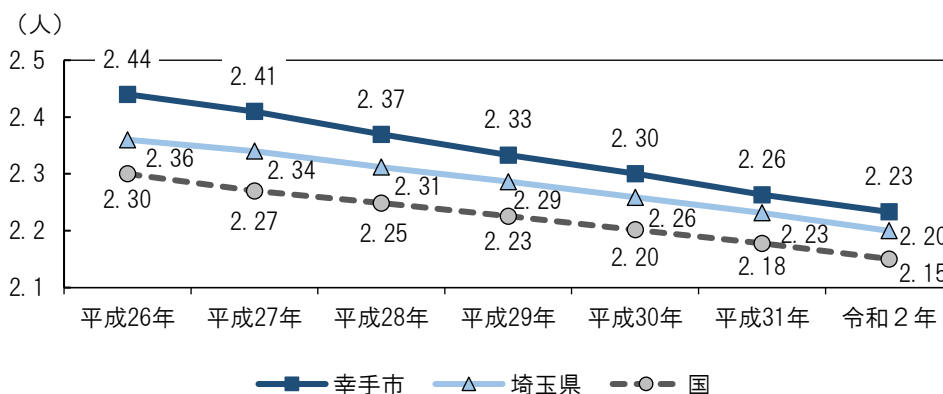
世帯数は、緩やかな増加がみられますが、一世帯当たりの人員については減少傾向にあり、令和2年現在2.23人と、国・県と同数程度になっています。

■人口と世帯の推移

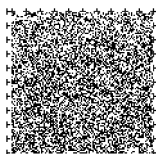


資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

■一世帯当たり人員の推移



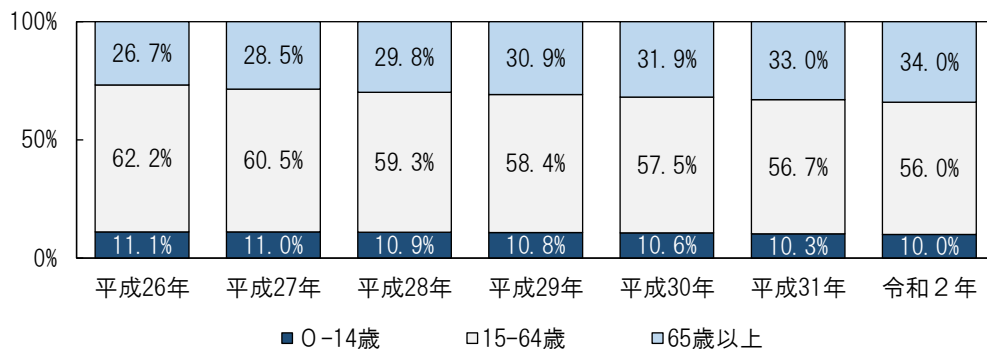
資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)



②人口構造

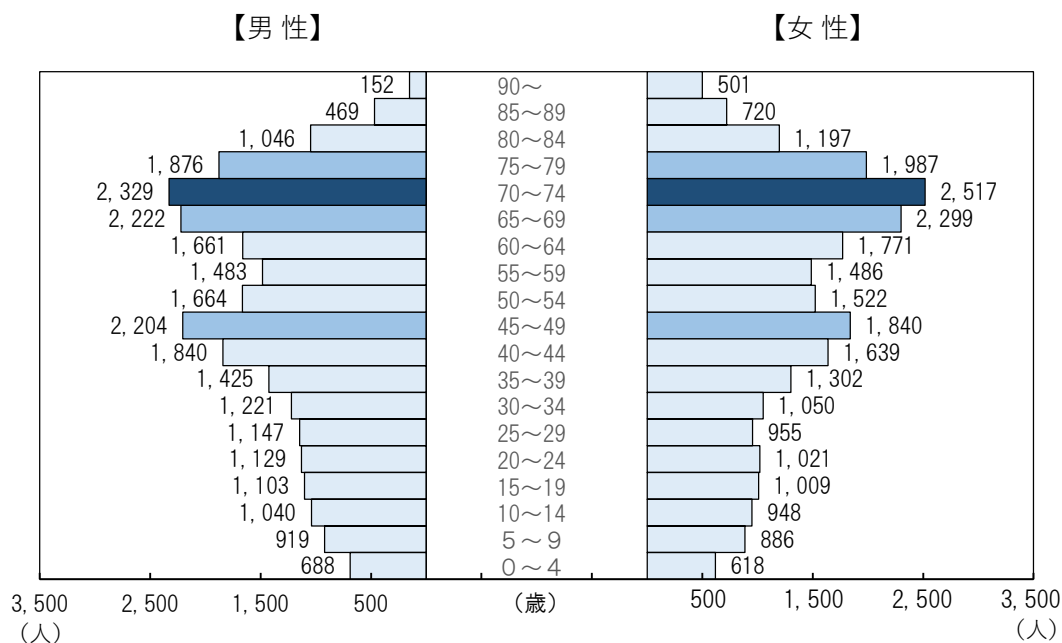
人口構成については、年齢3区分別の人口割合をみると、令和2年現在では65歳以上が34.0%と全体に占める割合が多くなっています。また、人口ピラミッドをみると、70～74歳の層が最も多くなっています。

■年齢3区分別人口比の推移

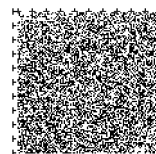


資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)

■人口ピラミッド(令和2年)



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(令和2年1月1日現在)

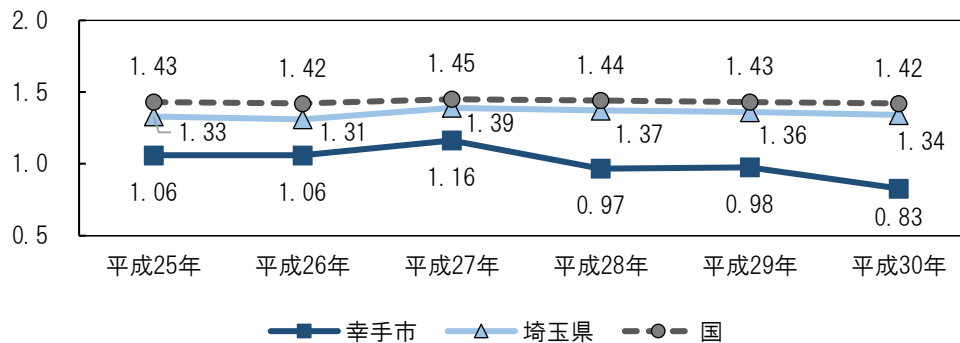


(2) 人口動態

① 合計特殊出生率*の状況

合計特殊出生率は、平成 25 年以降減少傾向で平成 30 年現在には 1.0 を下回り 0.83 となっています。国・県と比べると、減少が大きくなっています。

■ 合計特殊出生率の推移

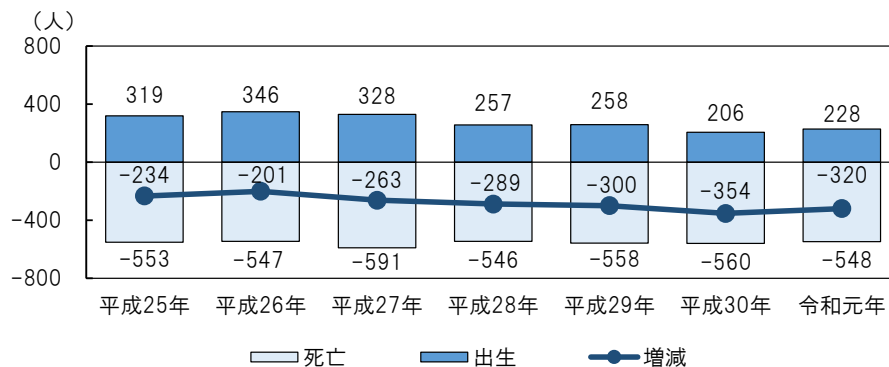


資料：埼玉県の合計特殊出生率

② 自然動態と社会動態の状況

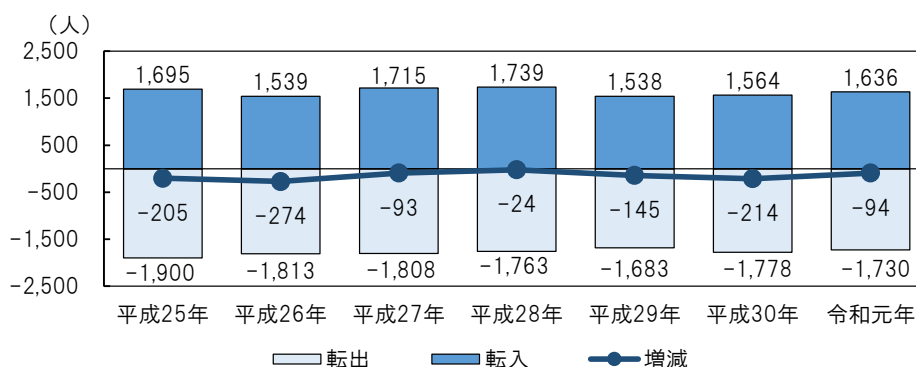
自然動態（一定期間における出生・死亡を伴う動き）は、平成 25 年以降死亡数が 550 人前後で推移する一方で、出生数が減少傾向にあり、いずれの年においても自然減となっています。また、社会動態（一定期間における転入・転出を伴う動き）についても転出が転入を上回る社会減となっており、人口減少の一因となっています。

■ 出生数と死亡数の推移(自然動態)

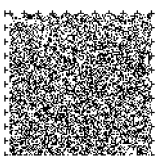


資料：統計さって

■ 転出数と転入数の推移(社会動態)



資料：統計さって



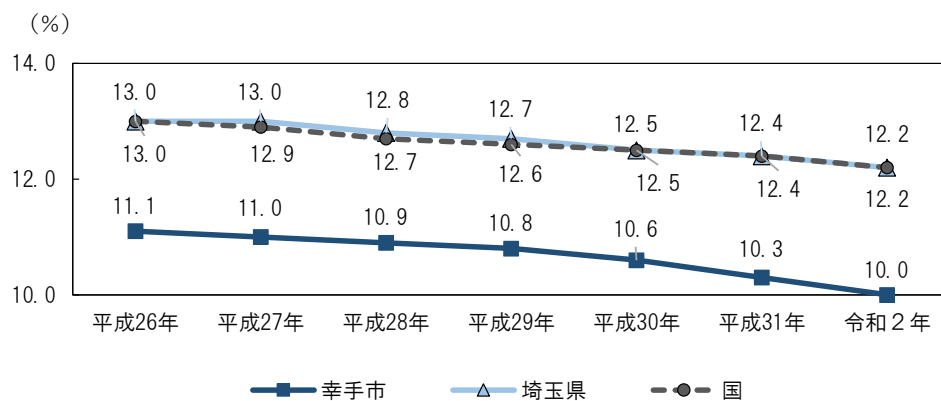
(3) 少子高齢化の状況

①子どもの状況

年少人口（0～14歳）の割合は、平成26年以降減少傾向となっており、令和2年現在では10.0%と、国・県を大きく下回っています。

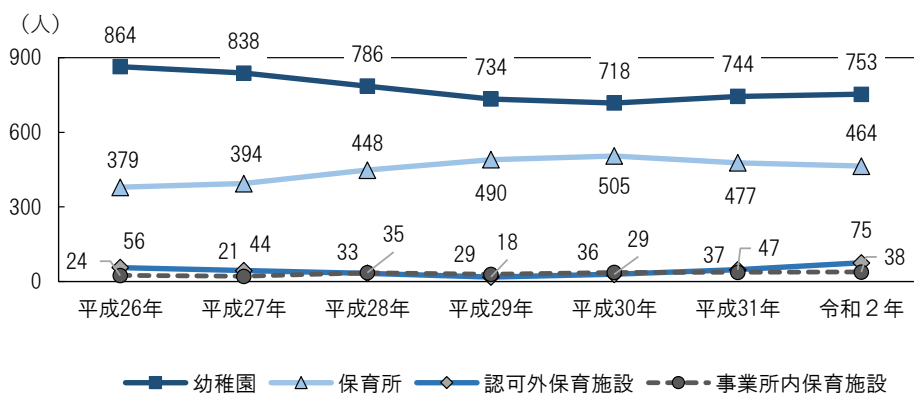
保育所および幼稚園等の入所園児数をみると、幼稚園では緩やかな減少となっている一方で、保育施設（保育所・認可外保育施設・事業所内保育施設）では、増加傾向となっています。

■年少人口比率の推移

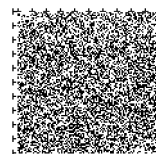


資料:幸手市…埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)、
国・県…住民基本台帳(各年1月1日現在)

■保育所および幼稚園等の園児数の推移



資料:こども支援課(各年3月31日現在)

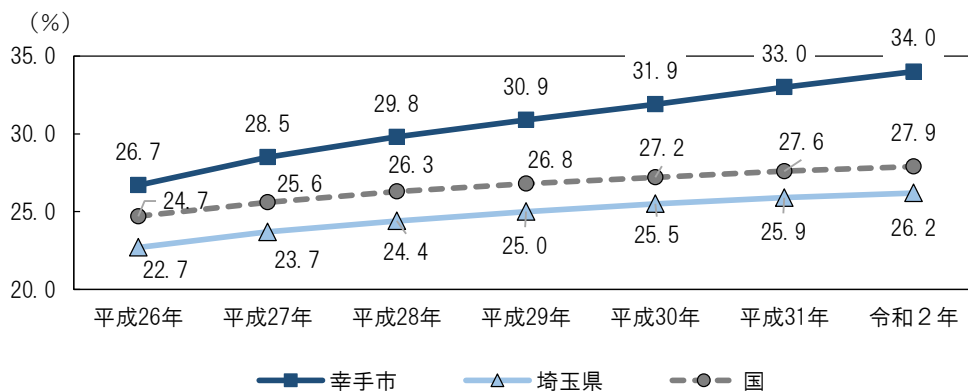


②高齢者の状況

高齢化率（65歳以上が全人口に占める割合）は、近年急速に上昇がみられ、平成29年には3割を超えて令和2年現在34.0%と、国・県を大きく上回る状況となっています。

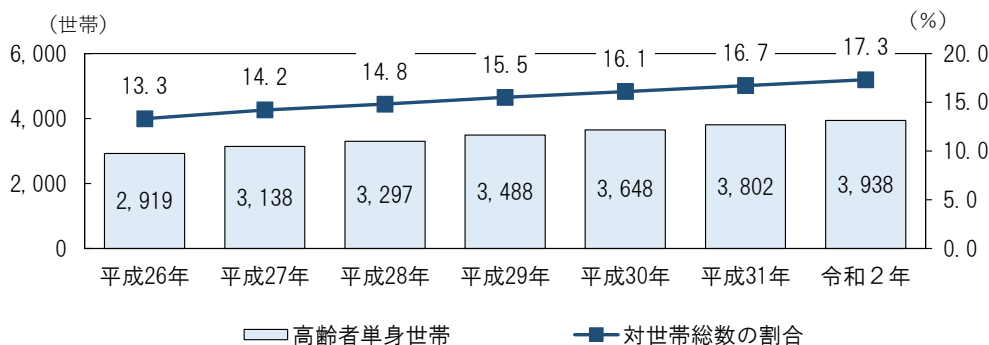
高齢者世帯の状況についても、高齢者単身世帯と高齢者のみ世帯ともに増加がみられ、いずれも平成26年以降約4ポイントの増加となっています。

■高齢比率の推移



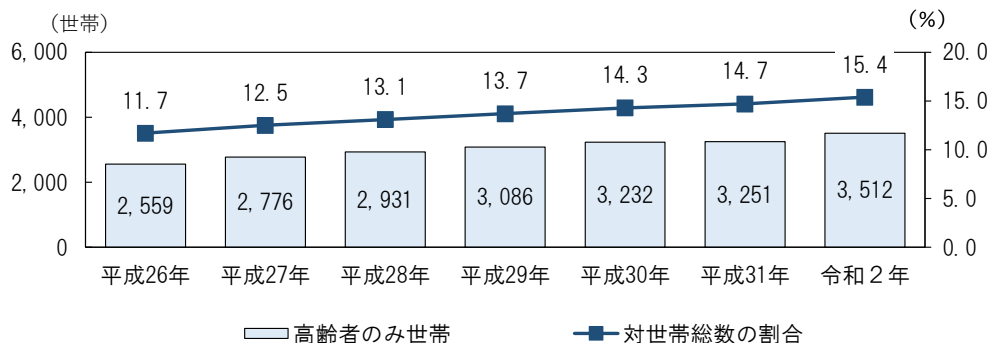
資料:幸手市…埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)、
国・県…住民基本台帳(各年1月1日現在)

■高齢者単身世帯数の推移

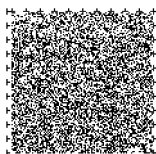


資料:介護福祉課(各年3月31日現在)

■高齢者のみ世帯数の推移



資料:介護福祉課(各年3月31日現在)

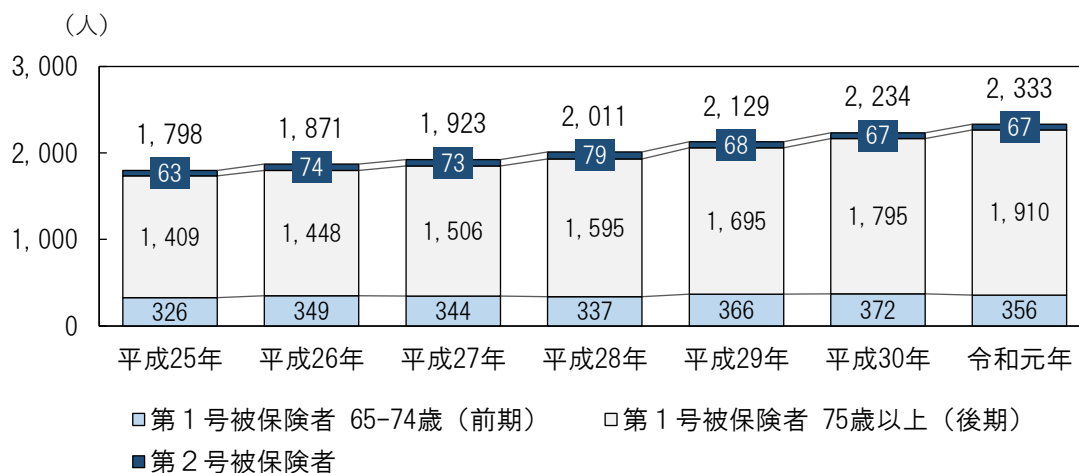


(4) 何らかの支援を必要とする人の状況

① 要介護認定者の状況

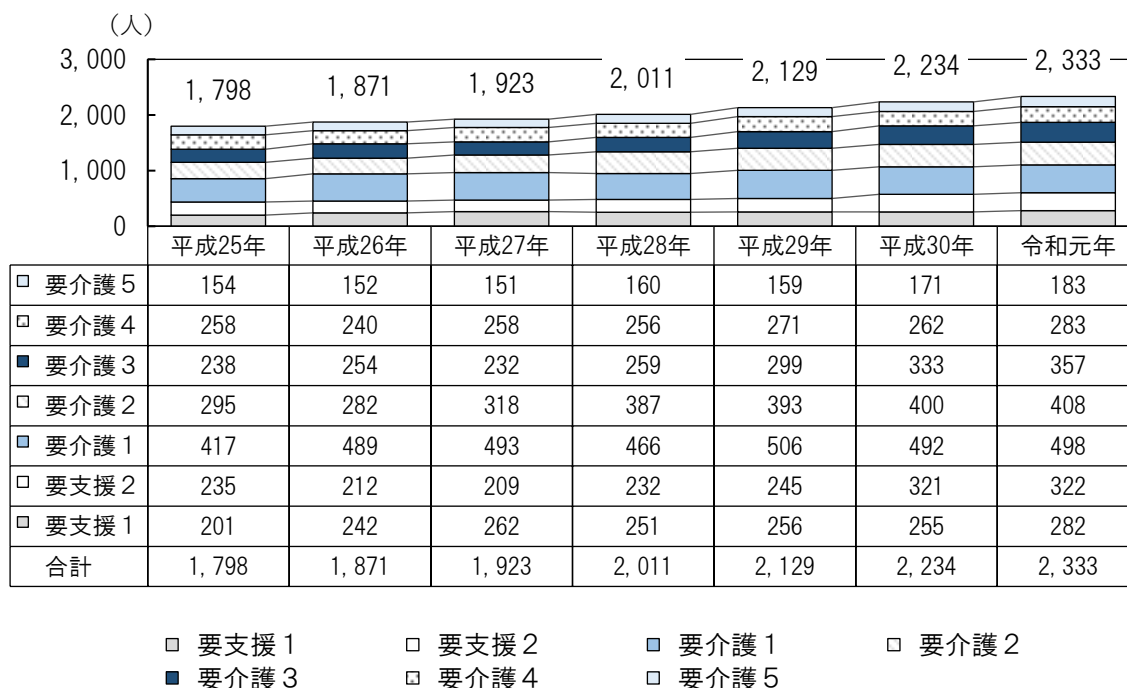
要支援・要介護認定者数は、年々増加の傾向にあり、令和元年現在では2,333人となっています。認定区別にみると、要介護3認定者数の増加が平成25年以降で最も多くなっています。

■ 要支援・要介護認定者の推移(年齢別)

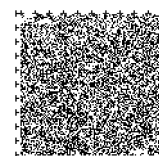


資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

■ 要支援・要介護認定者の推移(認定区分別)



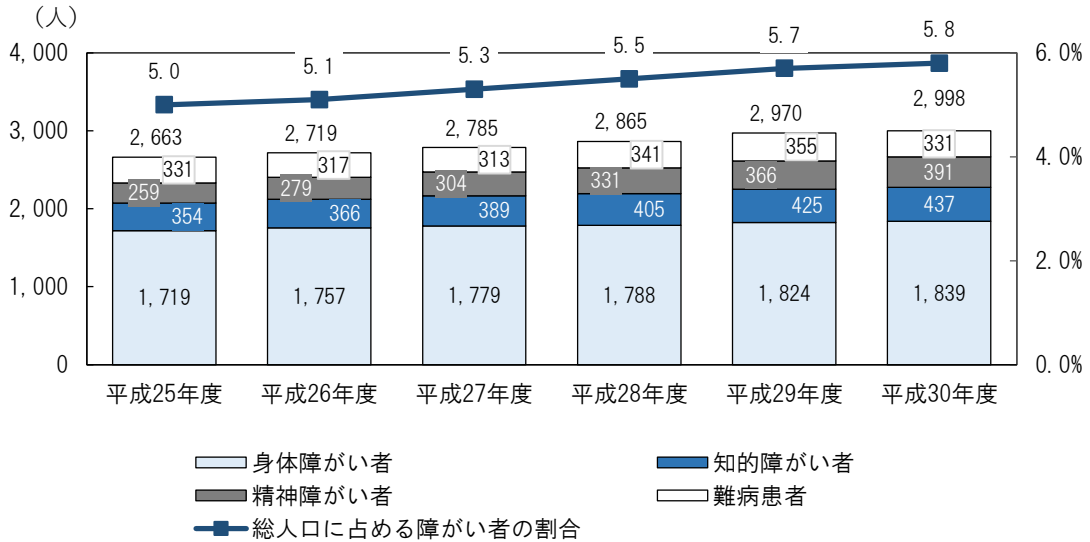
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)



②障がいのある人の状況

障がいのある人の数は、身体障がい者と精神障がい者を中心に年々増加がみられ、平成30年度には2,998人、総人口に占める障がいのある人の割合は5.8%となっています。

■障がい者数の推移

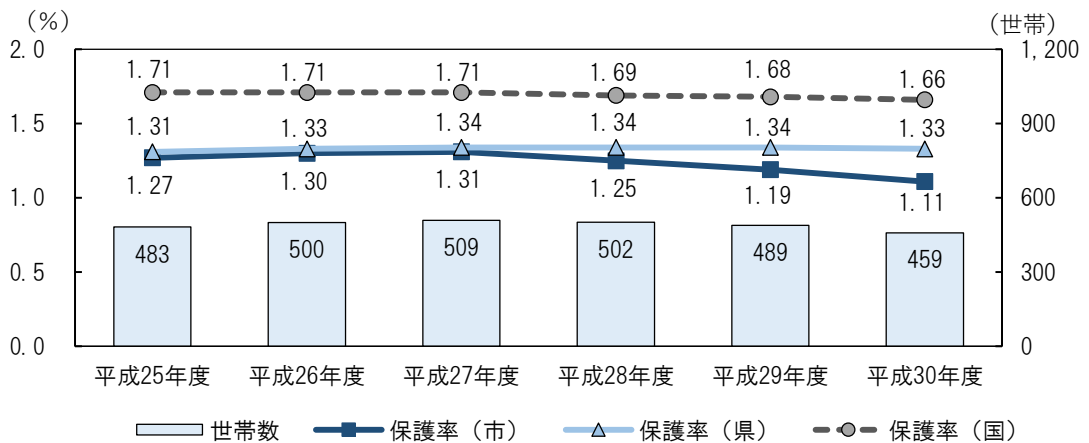


資料:社会福祉課、幸手保健所(各年3月31日現在)

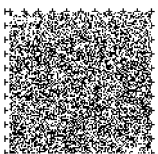
③生活保護の状況

市の生活保護世帯数は、平成25年度から平成27年度にかけて緩やかな増加がみられましたが、平成28年度以降は減少がみられ、平成30年度現在では459世帯、保護率は1.11%と、国・県と比べて少なくなっています。

■生活保護世帯・保護率の推移



資料:埼玉県福祉部社会福祉課「埼玉県の生活保護」(各年度月平均)

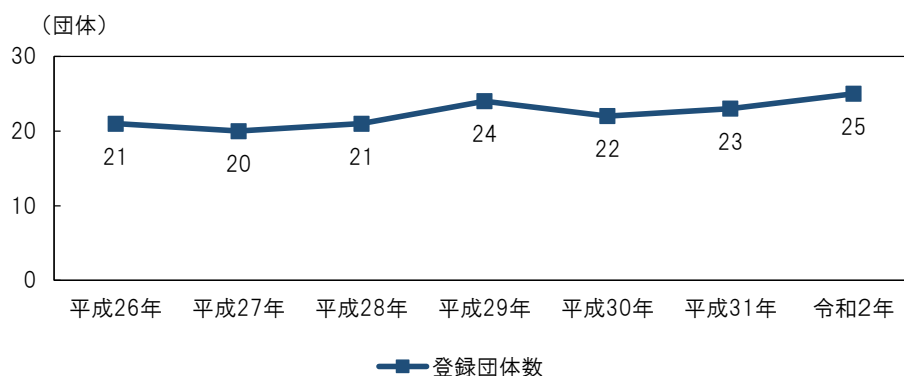


(5) 地域活動の状況

①地域で活動する団体の状況

地域で活動するボランティア団体やNPO法人等の登録団体数は、令和2年現在 25 団体と、平成 26 年以降おおむね横ばいとなっています。

■幸手市社会福祉協議会登録団体数の推移

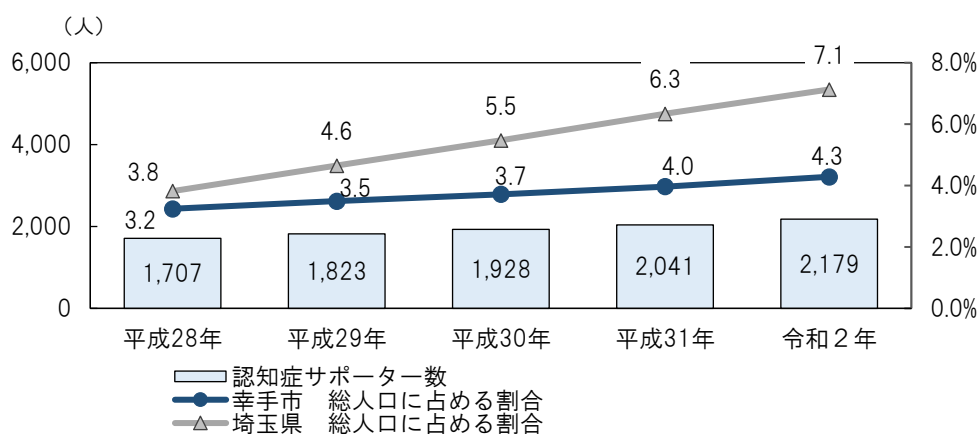


資料: 幸手市社会福祉協議会(各年 4 月 1 日現在)

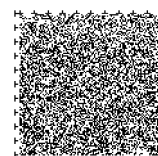
②認知症サポーターの状況

市の認知症サポーター数は、平成 28 年以降増加傾向にあり、令和 2 年現在では 2,179 人となっています。総人口に占める割合については 3~4%と、県に比べて少なくなっています。

■認知症サポーター数の推移



資料: 認知症サポーターキャラバン(各年 3 月 31 日現在)



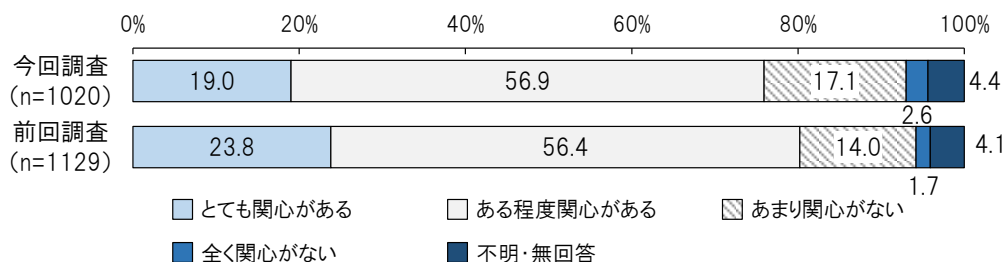
2 アンケート調査からみる現状・課題

(1) 福祉について

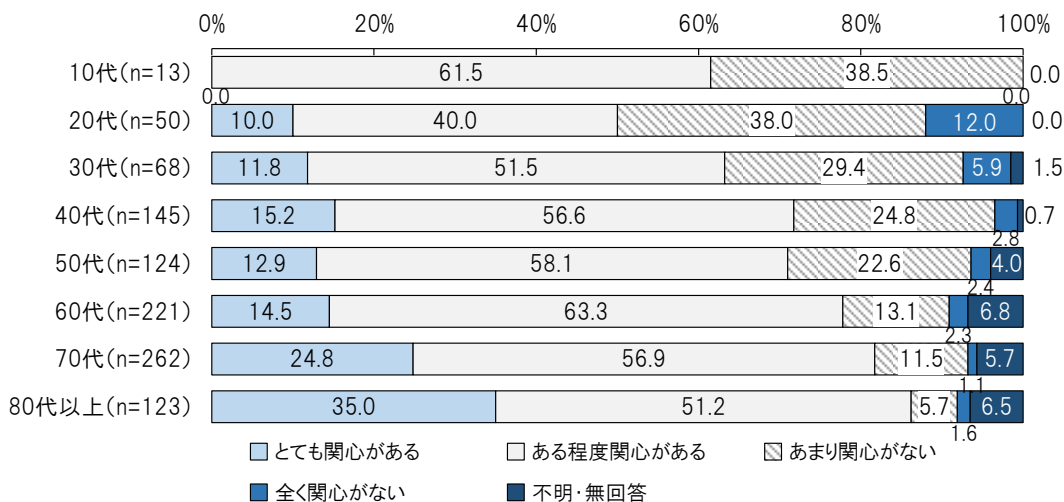
①福祉への関心

- 福祉への関心については、7割半ばが「関心がある（とても関心がある・ある程度関心がある）」と回答していますが、前回調査と比べると、「とても関心がある」の割合は4.8ポイント減少しています。年代別では、若い年代ほど「あまり関心がない」が多くなっています。
- 「地域福祉（地域での支え合い活動）」に関心がある割合は、約1割と少なくなっています。また、「社会福祉（福祉全般）」については、前回調査に比べて約8ポイント減少しています。

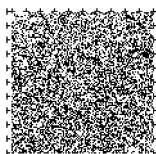
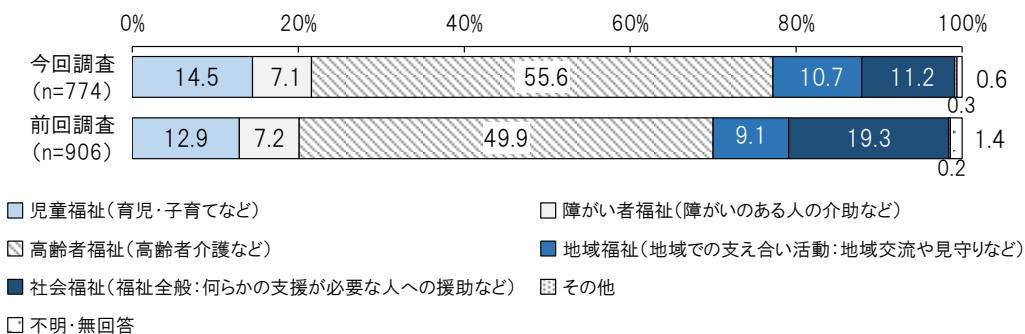
■福祉への関心について



■福祉への関心について(年代別)



■関心ある福祉分野

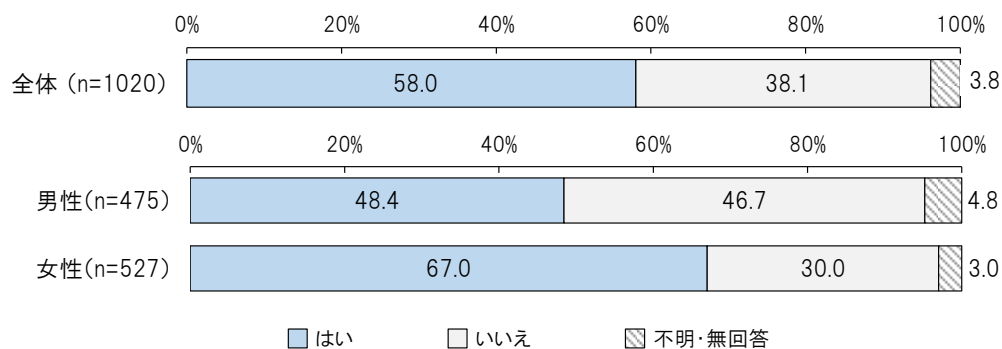


※各項目の割合は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

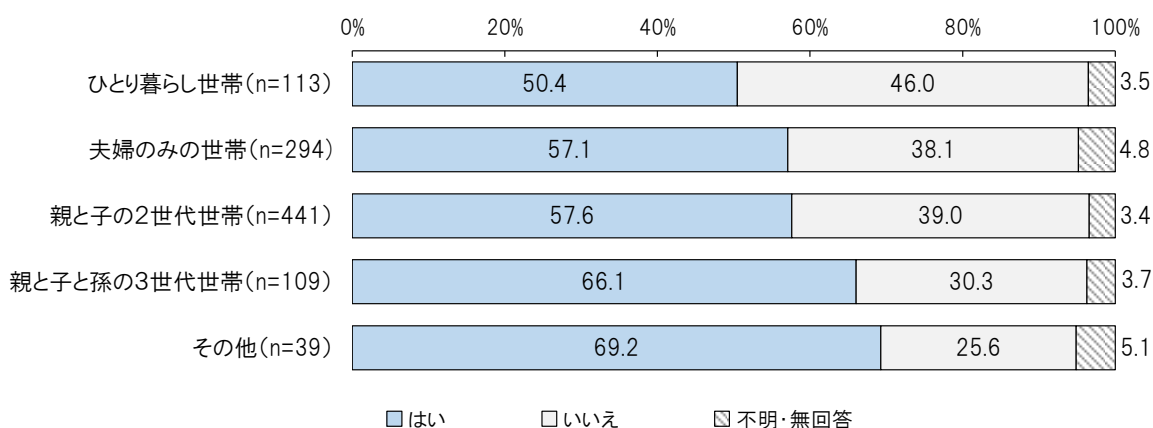
②相談について

- 気軽に相談や助けを頼める相手が身近にある人は約6割、相談先等がない人は約4割となっています。性別にみると、男性で相談先等がない人が4割半ばと、女性の3割に比べて多くなっています。また、ひとり暮らし世帯の4割半ばは相談先がないと回答しています。
- 相談や助けを必要としたときに頼みたい相手等については、「家族・親戚」が最も多く、次いで「知人・友人」「市役所の窓口や職員（保健師等）」となっています。一方で、ひとり暮らし世帯については、「頼める人はいない」割合が1割半ばと多くなっています。

■気軽に相談や助けを求められる相手等の有無(全体・性別)

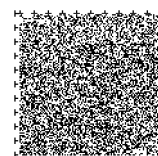


■気軽に相談や助けを求められる相手等の有無(世帯状況別)



■相談や助けを必要としたときに頼みたい相手(全体・世帯状況別)

	n (人)	家族・親戚	近所の人	知人・友人	職場の人	医療機関の医師	児童委員・民生委員	社会福祉協議会	市役所の窓口や職員(保健師等)	相談窓口	その他の頼める人はいない	頼むつもりはない	その他	不明・無回答
全体	1020	78.7	11.5	29.7	6.3	20.5	4.9	10.6	21.6	7.5	7.2	2.6	1.3	2.4
ひとり暮らし世帯	113	61.1	11.5	14.2	2.7	19.5	6.2	8.0	22.1	9.7	16.8	4.4	0.9	2.7
夫婦のみの世帯	294	78.6	15.0	29.6	2.7	25.2	8.2	11.9	23.1	6.5	4.4	2.0	1.7	2.4
親と子の2世代世帯	441	81.4	9.5	34.9	10.4	18.1	3.2	10.4	21.8	7.5	7.5	3.4	0.7	2.3
親と子と孫の3世代世帯	109	86.2	8.3	24.8	5.5	21.1	1.8	8.3	19.3	7.3	3.7	0.9	2.8	2.8
その他	39	76.9	12.8	30.8	2.6	15.4	7.7	17.9	17.9	10.3	7.7	0.0	2.6	2.6

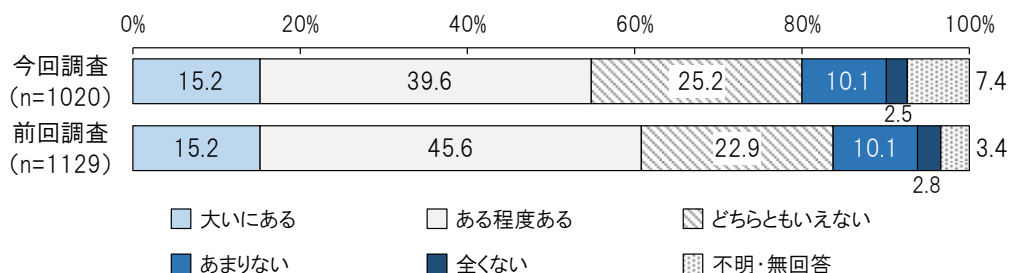


(2) 地域について

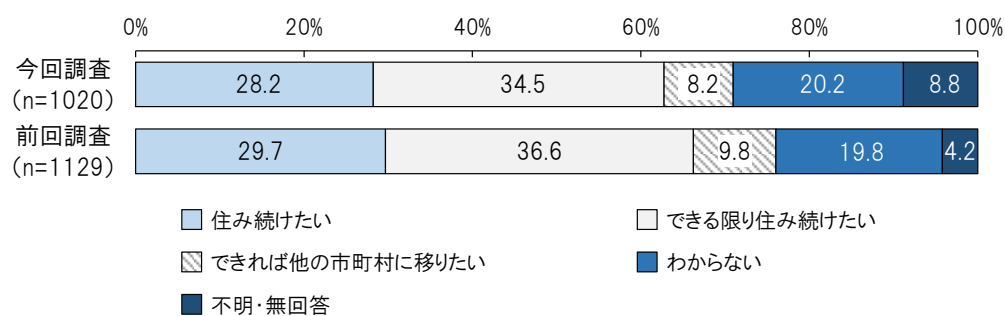
①住んでいる地域への愛着

- 住んでいる地域への愛着については、「愛着がある（大いにある・ある程度ある）」の割合が5割半ばと、前回調査に比べて少なくなっています。
- これからも幸手市に住み続けたいと思うかについては、「できる限り住み続けたい」が最も多く、次いで「住み続けたい」「わからない」となっています。年代別にみると、20代で「できれば他の市町村に移りたい」が約2割と、他の年代に比べて多くなっています。

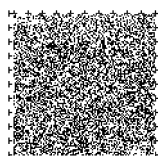
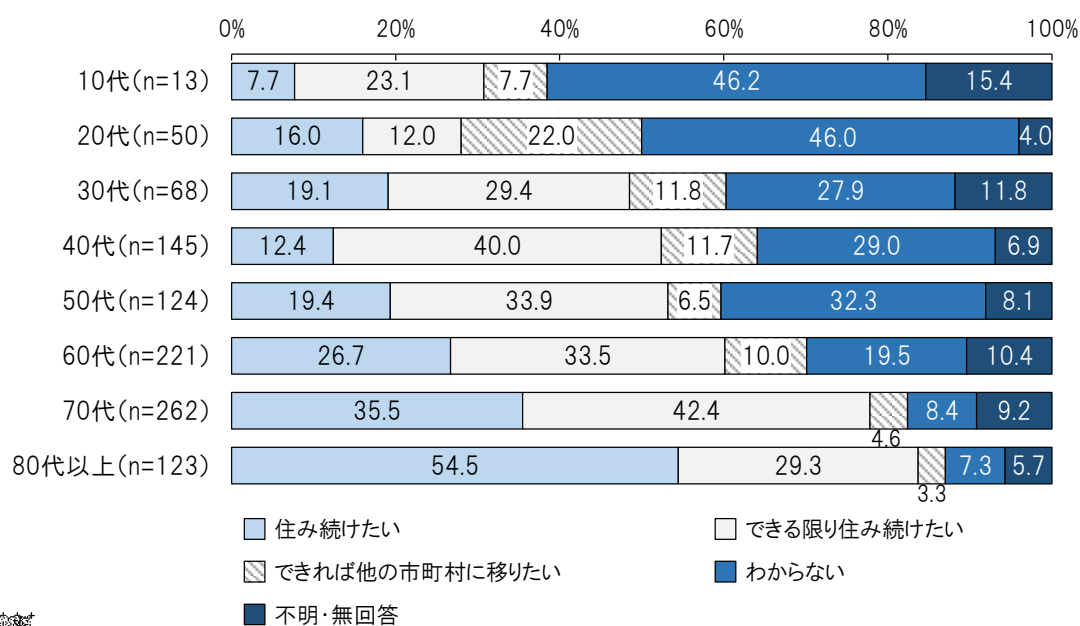
■住んでいる地域への愛着



■今後の居住意向



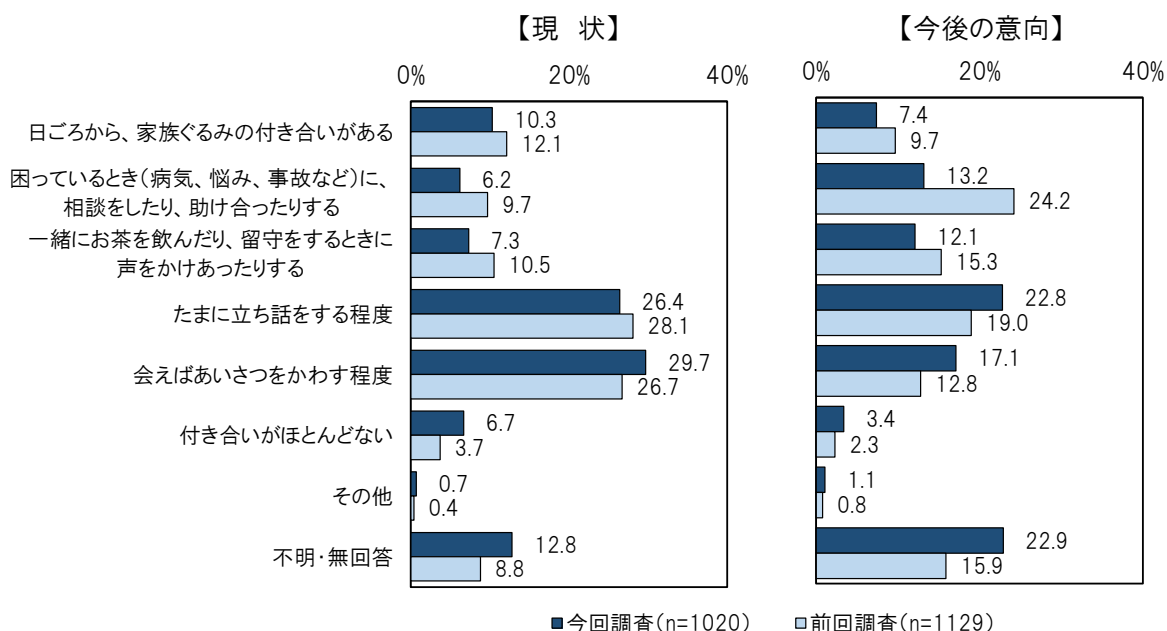
■今後の居住意向(年代別)



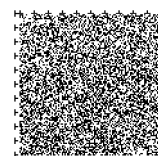
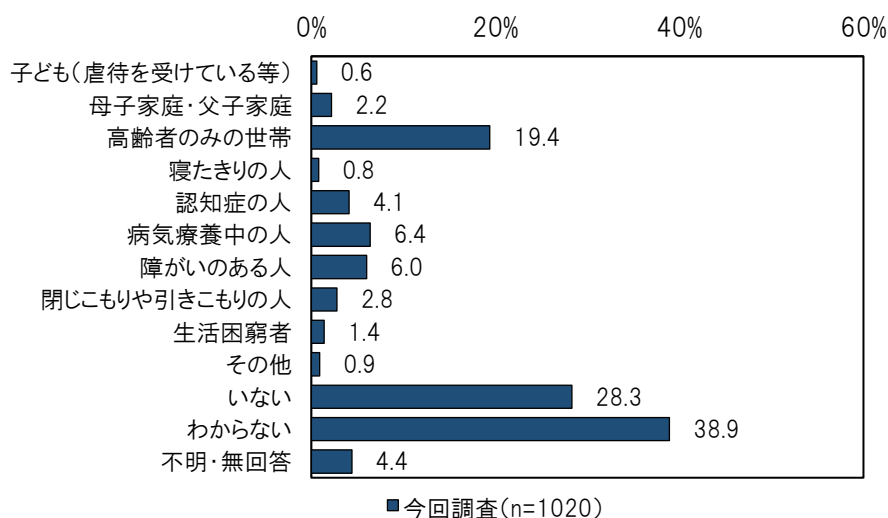
②近所付き合いの状況

- 普段の近所付き合いについては、「会えばあいさつをかわす程度」が約3割と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」となっています。前回調査と比べると、「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているときに相談をしたり、助け合ったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする」などの付き合いがある割合は減少しており、「付き合いがほとんどない」割合で増加がみられます。
- 今後の意向について、前回調査では「困っているときに相談をしたり、助け合ったりする」が最も多くなっていましたが、今回調査では「たまに立ち話をする程度」が最も多く、緩やかなつながりを求める割合が多くなっている状況です。
- 隣近所に気にかかる人がいるかについては、「わからない」が約4割と最も多く、隣近所との関わりが弱くなっている人や関心の薄い人が多くなっていることが予想されます。

■近所付き合いの状況



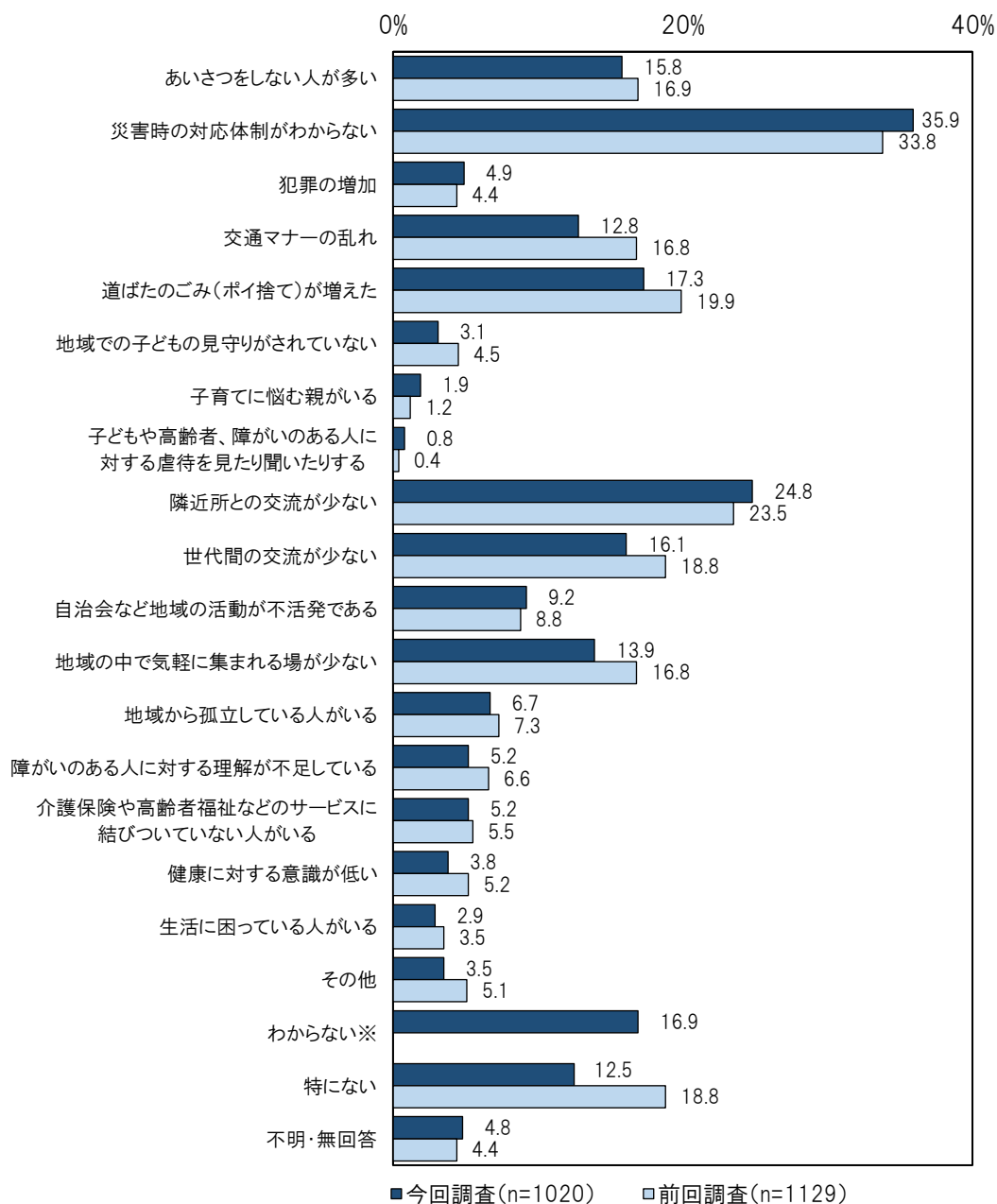
■近所で何らかの支援が必要そうで、気になる人の有無



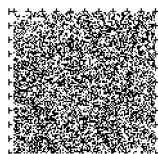
③地域の課題

- 住んでいる地域の中での問題点や不足していると思うものについては、「災害時の対応体制がわからない」が最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」「道ばたのごみ（ポイ捨て）が増えた」となっています。

■住んでいる地域の問題点や不足している点

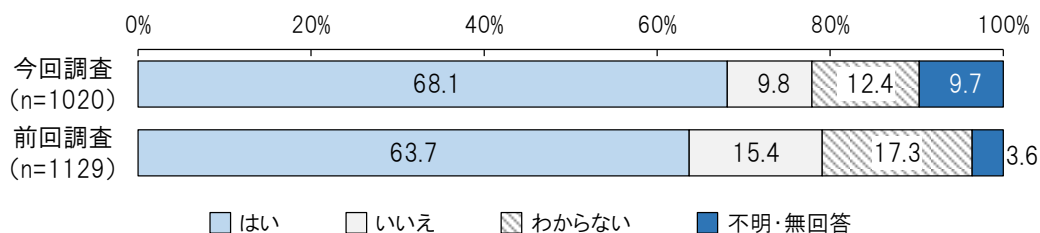


※今回調査から新規追加した項目

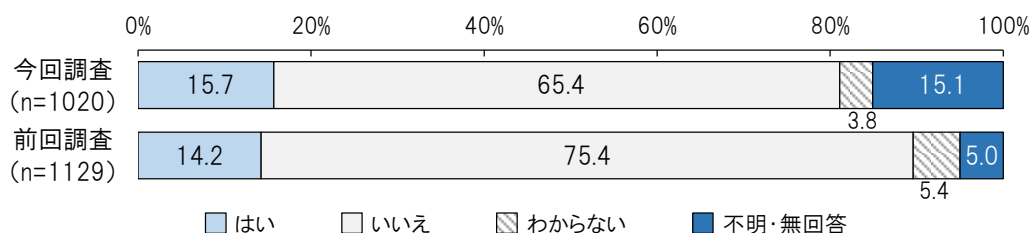


- ・防災に関して、避難場所への行き方の認知度については、前回調査と比べても増加がみられ、「はい」が約7割と多くなっていますが、日ごろから地域の防災訓練等に参加している割合は1割半ばと少なく、前回とおおむね同様の結果となっています。
- ・災害等の緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの避難行動要支援者*の避難等の手助けができるかについては、「はい」が約2割となっており、前回調査から約10ポイントの減少となっています。

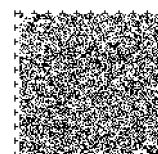
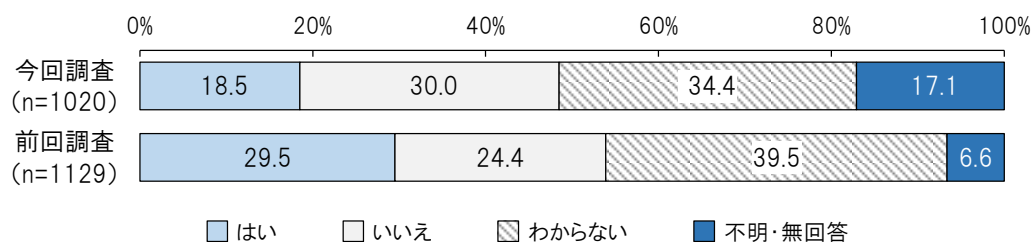
■避難場所への行き方の認知度



■地域の防災訓練等に参加しているか



■災害等の緊急時に避難行動要支援者の避難等の手助けができるか

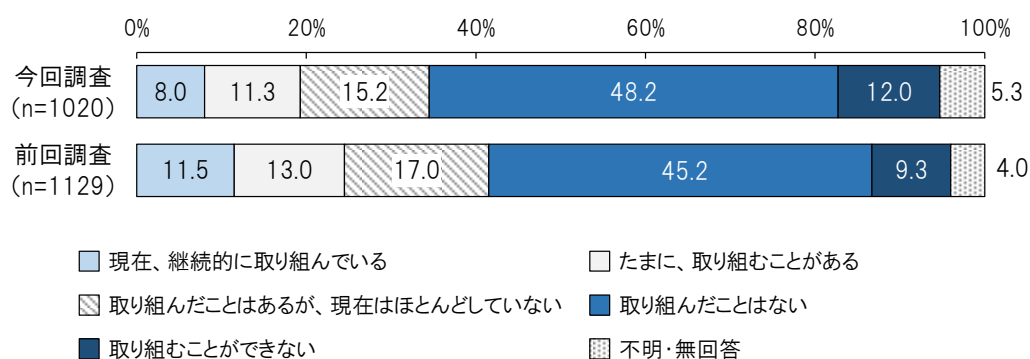


(3) 地域活動やボランティア活動等について

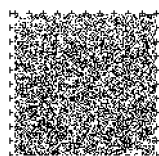
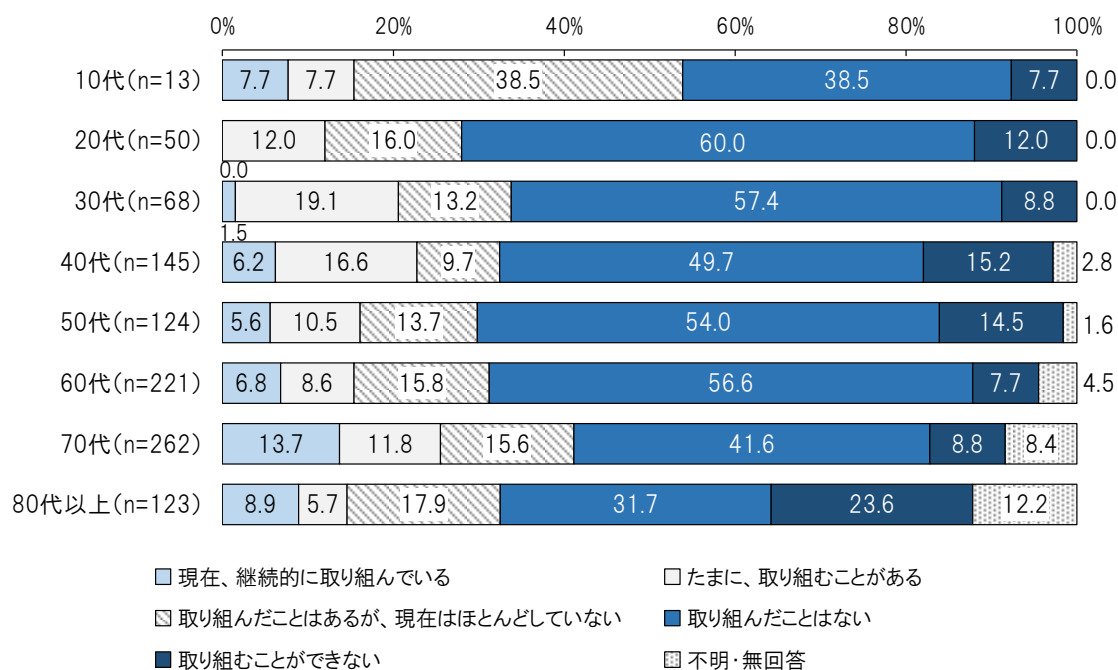
①地域活動などへの参加状況

- 地域活動やボランティア活動等への取り組み状況については、「取り組んだことはない」が約5割と最も多く、「取り組んでいる（現在、継続的に取り組んでいる・たまに、取り組むことがある）」は約2割にとどまります。年代別にみると、20代で「取り組んだことはない」が6割と、他の年代に比べて多くなっています。
- 現在活動していない理由については、「時間がない」「仕事・家事・育児などの都合で機会がない」「何をすればよいかわからない」で2割半ばと多くなっています。

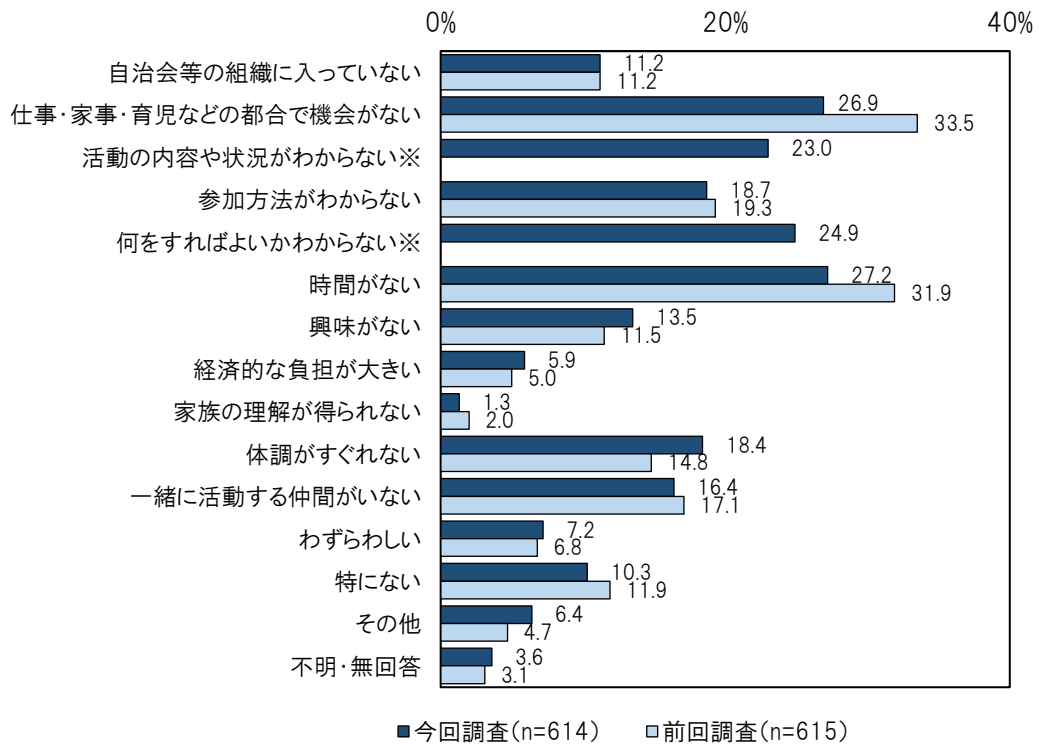
■地域活動やボランティア活動等への取り組み状況



■地域活動やボランティア活動等への取り組み状況(年代別)



■現在地域活動やボランティア活動等に参加していない理由

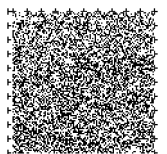
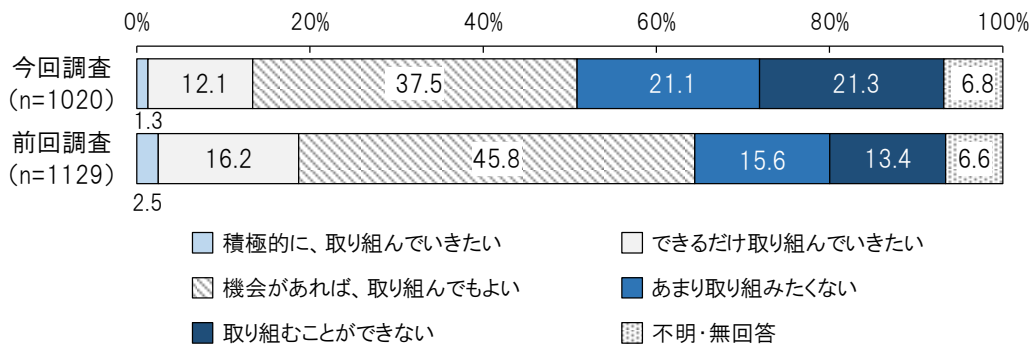


※今回調査から新規追加した項目

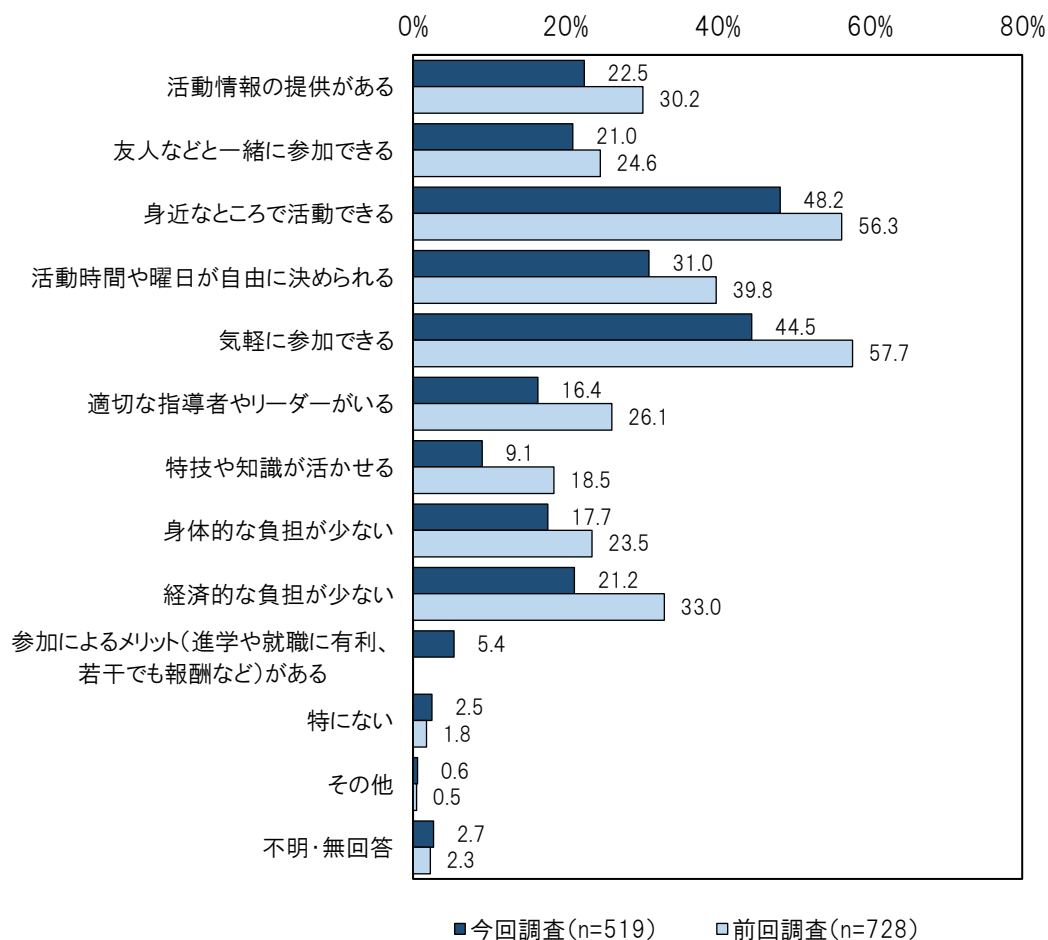
②地域活動などへの参加に対する今後の意向

- 今後、どの程度地域の活動に取り組んでいきたいかについては、「機会があれば、取り組んでもよい」が約4割で最も多く、「取り組みたい（積極的に、取り組んでいきたい・できるだけ取り組んでいきたい）」の割合は、前回調査に比べて減少しています。
- 地域活動などに取り組みたい・取り組んでもよいと回答した人のうち、参加したいと思う条件は、「身近なところで活動できる」が最も多く、次いで「気軽に参加できる」「活動時間や曜日が自由に決められる」となっています。また、今後してみたい地域活動については、「地域のための活動」が最も多く、次いで「高齢者を支援する活動」「特技や趣味を活かした交流活動」となっています。年代別にみると、20代で「国際交流等の外国に係る活動」が約2割と、他の年代に比べて多くなっています。

■今後の地域活動等への参加意向

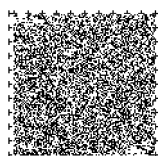


■ 今後地域活動等に参加するための条件



■ 今後取り組みたい活動内容

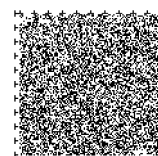
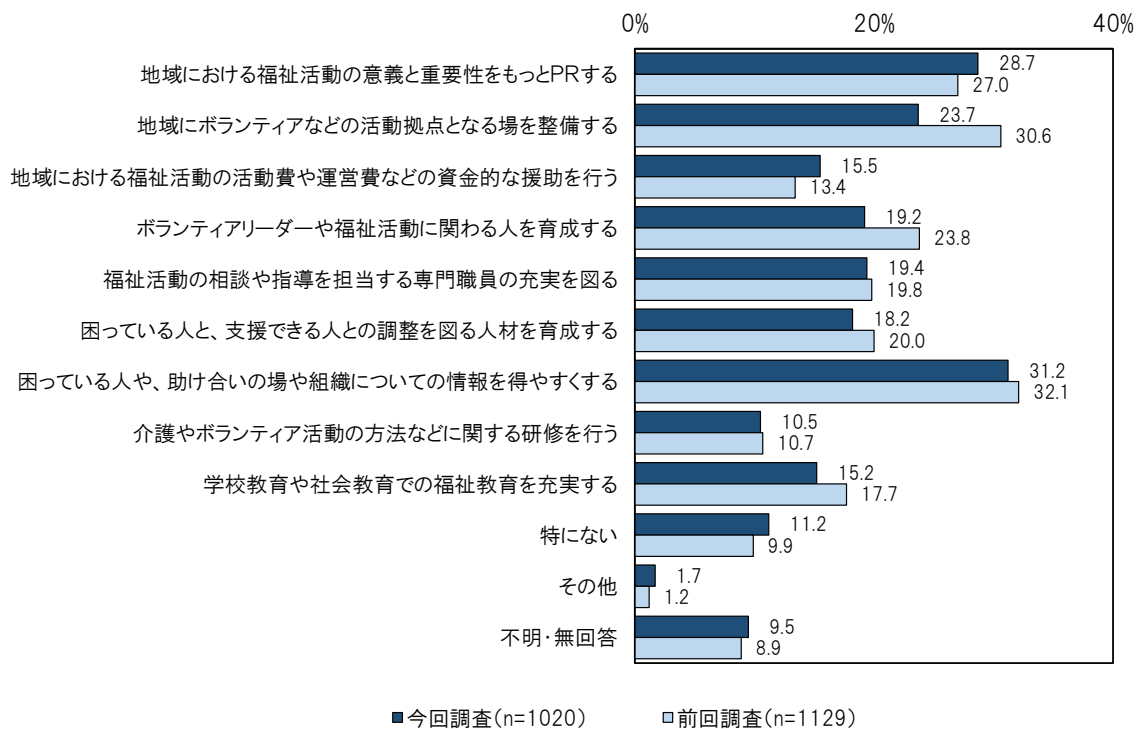
	n(人)	地域のための活動	支援する活動を 支援する活動	高齢者を 活動	障がいのある 活動	児童の健全 活動	健康・保健に 活動	特技や趣味を 活動	国際に係る 活動	周辺環境を 活動	地域の安全を 活動	災害時の 活動	特にない	その他	不明・無回答
全体	519	38.3	13.9	23.3	7.7	7.1	18.3	22.5	6.4	21.6	20.4	16.4	5.8	1.0	4.0
10代	8	0.0	37.5	12.5	12.5	0.0	12.5	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	12.5	0.0	0.0
20代	28	14.3	17.9	10.7	17.9	25.0	3.6	21.4	17.9	14.3	7.1	14.3	10.7	3.6	7.1
30代	36	19.4	38.9	13.9	8.3	16.7	16.7	30.6	8.3	16.7	22.2	27.8	0.0	0.0	0.0
40代	86	26.7	26.7	20.9	14.0	12.8	17.4	26.7	8.1	20.9	18.6	23.3	1.2	2.3	1.2
50代	64	40.6	17.2	25.0	7.8	6.3	14.1	15.6	9.4	29.7	20.3	23.4	7.8	0.0	1.6
60代	117	49.6	8.5	23.1	5.1	4.3	21.4	24.8	5.1	23.9	22.2	10.3	5.1	0.0	4.3
70代	135	43.7	3.7	25.2	3.7	1.5	22.2	18.5	1.5	22.2	24.4	9.6	9.6	1.5	6.7
80代以上	37	43.2	0.0	40.5	8.1	2.7	21.6	21.6	8.1	10.8	18.9	21.6	2.7	0.0	8.1



③地域の支え合い活動を誘発するために必要なこと

- 地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」となっています。

■ 助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なこと

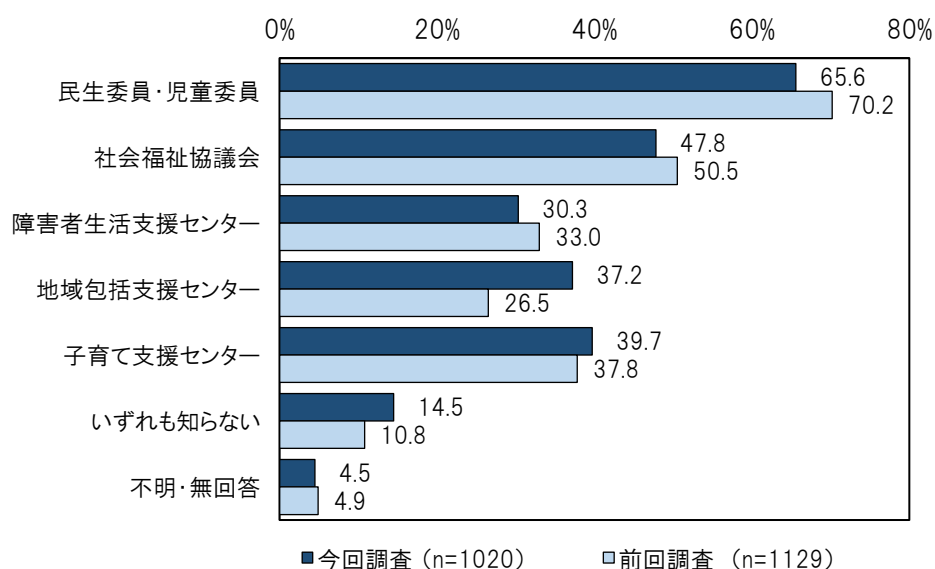


(4) 福祉サービスなどについて

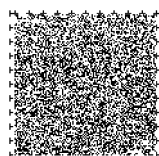
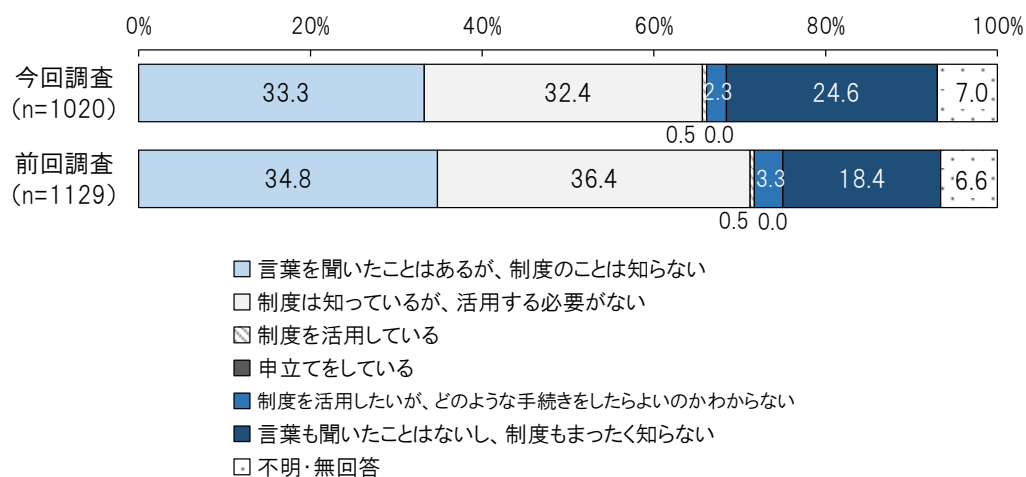
① 団体・機関等の認知度

- 市内の団体や機関の認知状況については、「民生委員・児童委員*」が6割半ばと最も多く、「社会福祉協議会」で約5割、「障害者生活支援センター」で約3割、「地域包括支援センター*」「子育て支援センター」で約4割となっています。地域包括支援センターは、前回調査と比べると約10ポイントの増加となっています。一方で、「いずれも知らない」が1割半ばとなっています。
- 成年後見制度*の認知度については、「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」と「制度は知っているが、活用する必要がない」がそれぞれ約3割と多くなっていますが、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」が2割半ばと、前回調査と比べて多くなっています。

■ 市内の団体や機関の認知状況



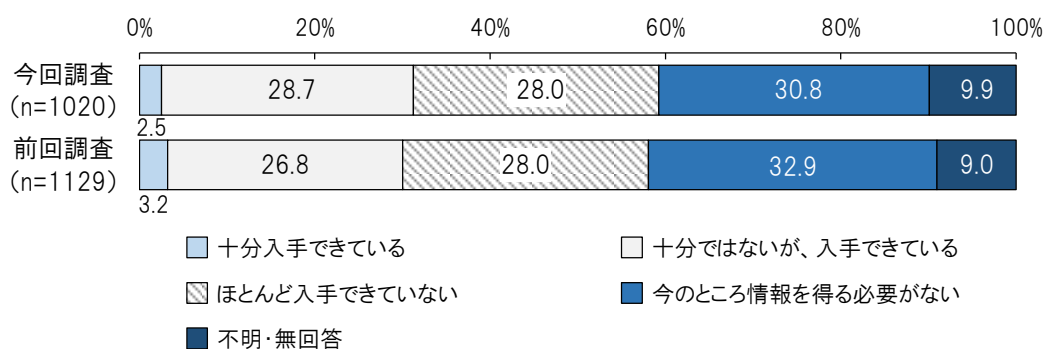
■ 成年後見制度の認知状況



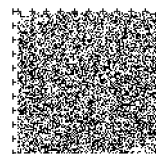
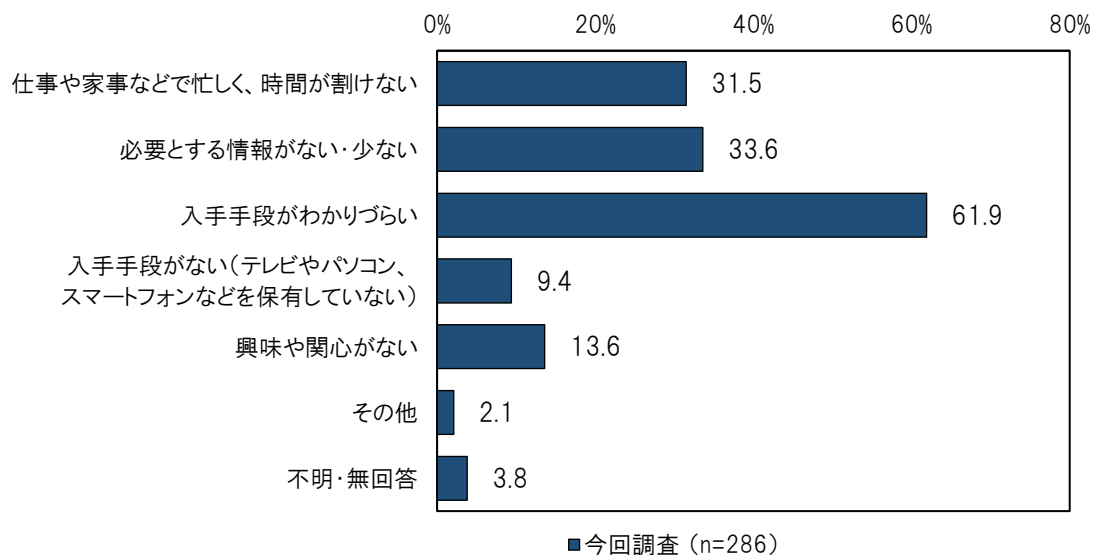
②情報の入手状況

- 福祉サービス情報の入手状況については、「今のところ情報を得る必要がない」が約 3 割と最も多くなっています。また、「入手できている（十分入手できている・十分ではないが、入手できている）」が約 3 割、「ほとんど入手できていない」が約 3 割となっています。
- 情報を入手できていない理由は、「入手手段がわかりづらい」が約 6 割と最も多く、次いで「必要とする情報がない・少ない」「仕事や家事などで忙しく、時間が割けない」がそれぞれ約 3 割となっています。
- 情報の入手先については、「市役所の窓口や広報紙」が約 7 割と最も多く、次いで「近所の人・知人・友人」「地域包括支援センター」となっています。また、前回調査と比べて「地域包括支援センター」が約 12 ポイントの増加となっています。

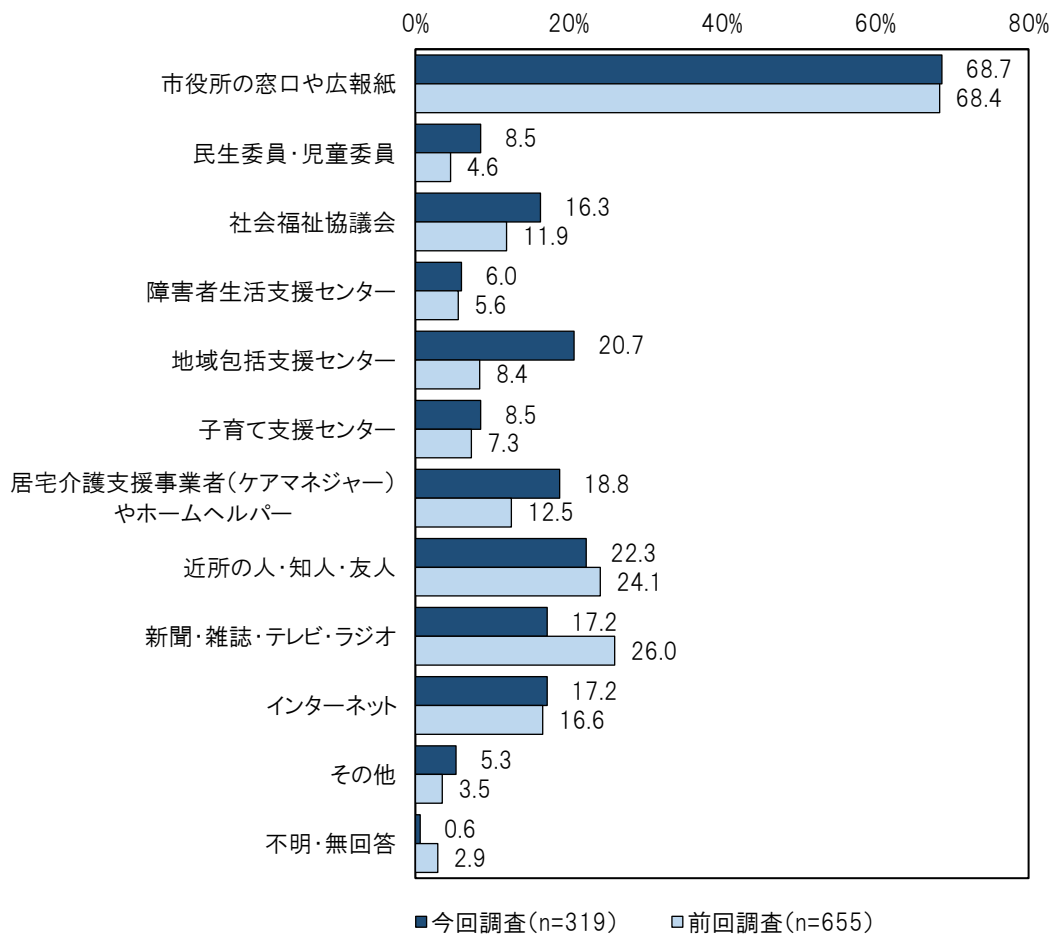
■福祉サービス等に関する情報の入手状況



■現在情報を入手できていない・入手していない理由

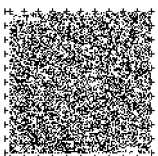


■福祉サービス等の情報入手先



■福祉サービス等の情報入手先(年代別)

年代	n(人)	市役所の窓口や広報紙	民生委員・児童委員	社会福祉協議会	障害者生活支援センター	地域包括支援センター	子育て支援センター	居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)やホームヘルパー	近所の人・知人・友人	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	インターネット	その他	不明・無回答
10代	4	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0
20代	9	33.3	0.0	0.0	22.2	0.0	11.1	0.0	22.2	33.3	44.4	0.0	0.0
30代	22	81.8	0.0	13.6	4.5	9.1	50.0	4.5	31.8	4.5	45.5	9.1	0.0
40代	36	66.7	0.0	5.6	8.3	2.8	13.9	5.6	16.7	8.3	25.0	11.1	0.0
50代	32	71.9	3.1	18.8	6.3	21.9	9.4	37.5	21.9	12.5	31.3	9.4	0.0
60代	61	68.9	3.3	11.5	1.6	19.7	3.3	19.7	23.0	19.7	23.0	3.3	1.6
70代	90	77.8	13.3	22.2	4.4	27.8	3.3	18.9	23.3	24.4	7.8	1.1	1.1
80代以上	59	52.5	20.3	22.0	8.5	32.2	3.4	27.1	20.3	15.3	1.7	6.8	0.0

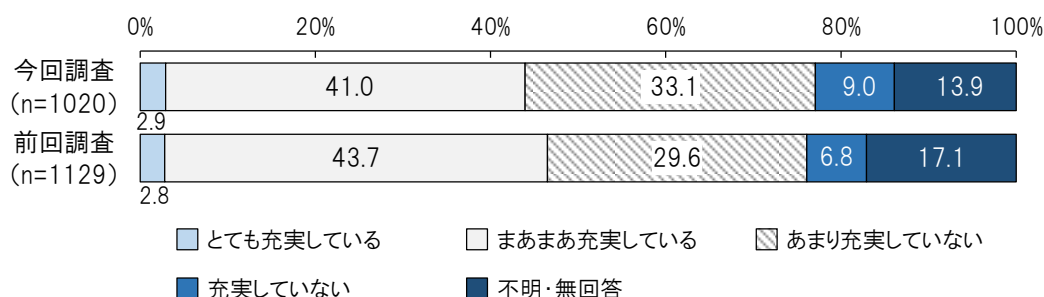


(5) 保健福祉施策などについて

①保健福祉施策の充実度

- 本市の保健福祉施策（サービス）に対してどのように感じるかについては、「充実している（とても充実している・まあまあ充実している）」が4割半ばとなっています。

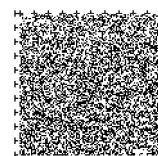
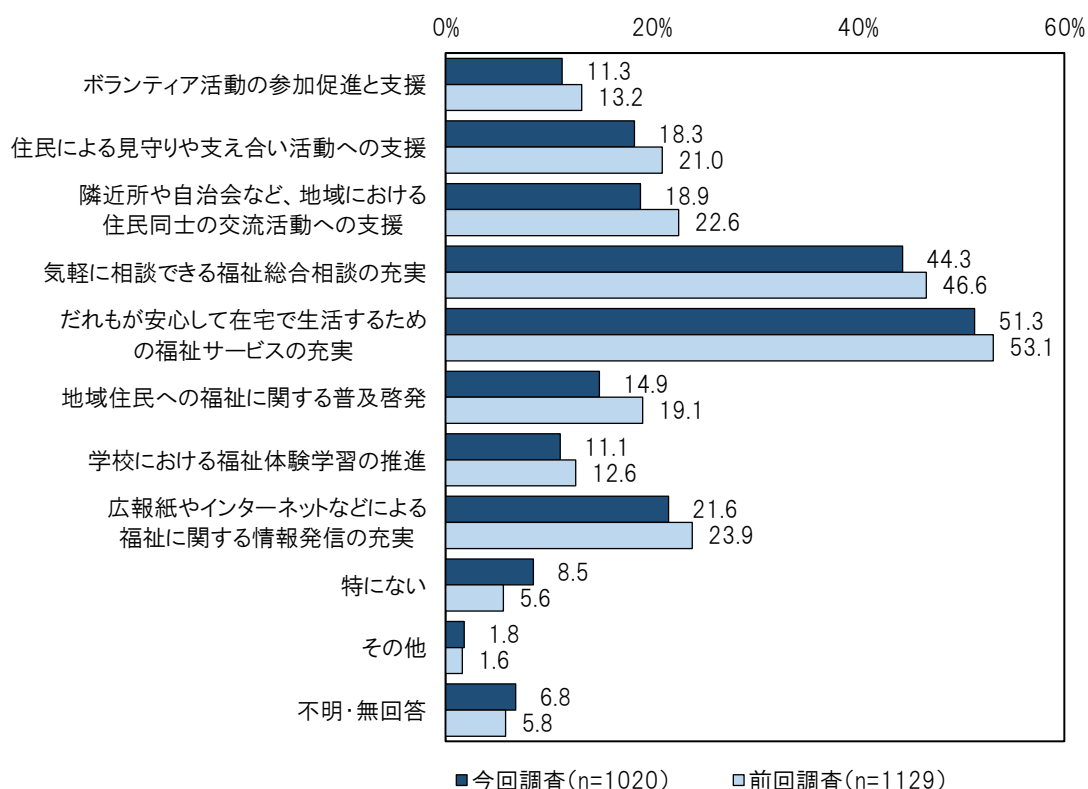
■本市の保健福祉施策(サービス)に対して感じること



②社会福祉協議会の活動

- 社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後充実してほしい内容については、「だれもが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が約5割、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が多く、次いで「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実」で約2割となっています。

■今後、社会福祉協議会に充実してほしい活動内容

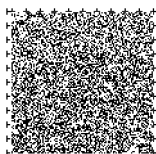
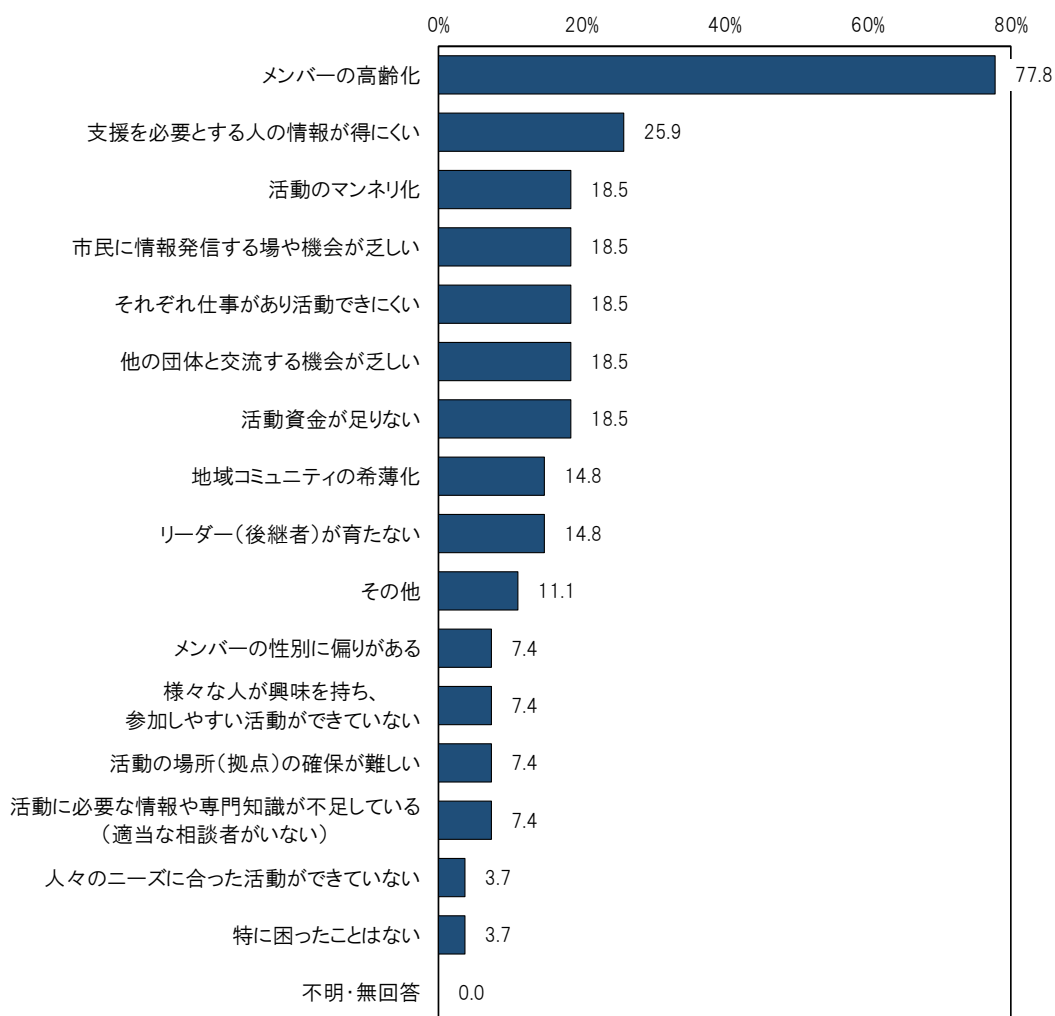


3 関係機関調査からみる現状・課題

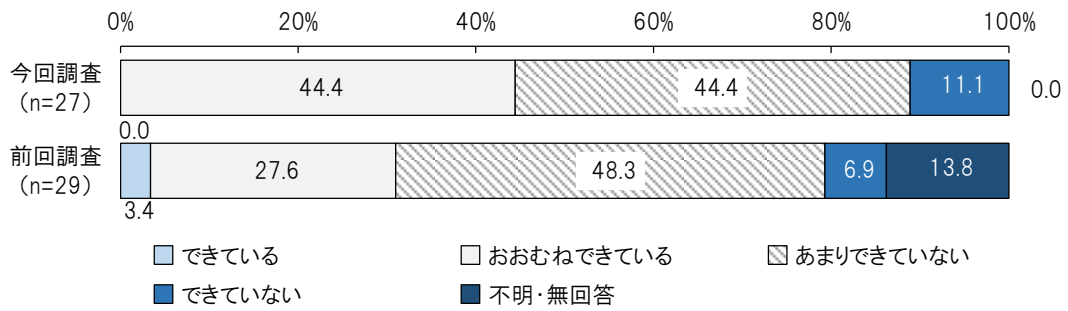
(1) 関係団体

- ・福祉の関係団体が地域活動を行ううえで困っていることは、「メンバーの高齢化」が約8割と最も多く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」が2割半ばとなっています。そのほかにも「活動のマンネリ化」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」「それぞれ仕事があり活動できにくい」「他の団体と交流する機会が乏しい」などで約2割となっています。
- ・コミュニティ活動や地域活動などに関する身近な情報共有の仕組みについては、「できている（できている・おおむねできている）」が4割半ば、「できていない（あまりできていない・できていない）」が5割半ばとなっています。また、前回調査と比べると、「できている」と考える割合が多くなっています。
- ・地域の助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が5割半ばと最も多くなっています。

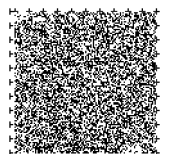
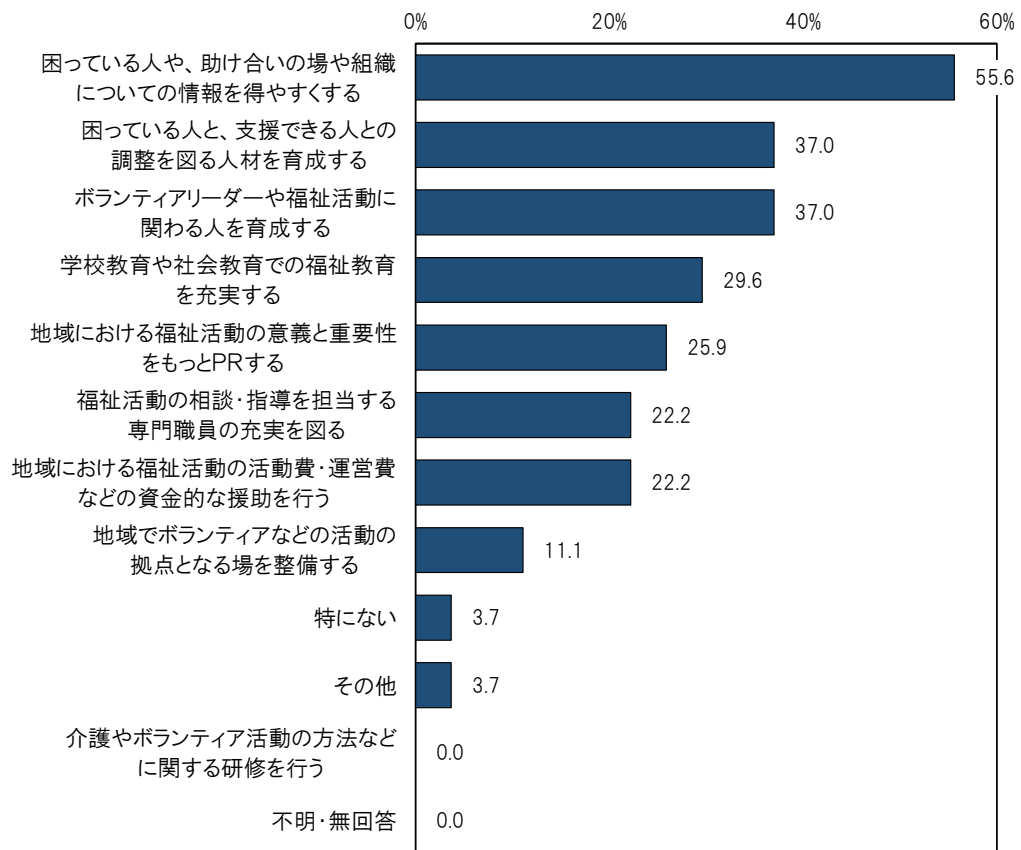
■ 地域活動を行ううえで困っていること(n=27)



■ 地域での情報共有状況



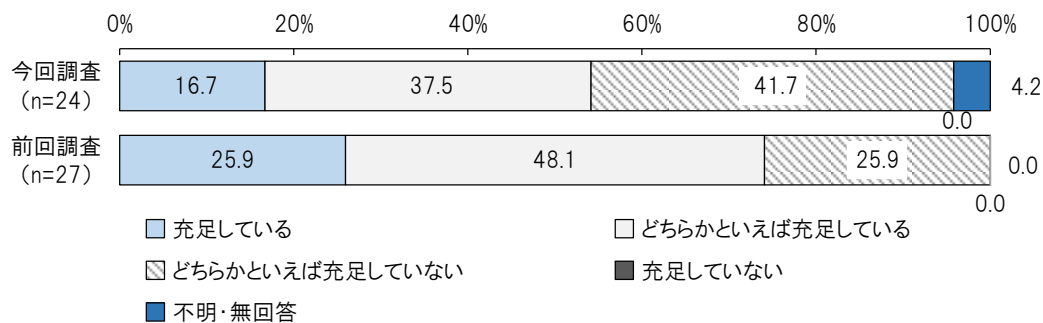
■ 助け合い・支え合い活動を活発にするために重要なこと(n=27)



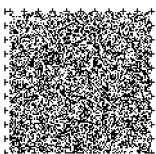
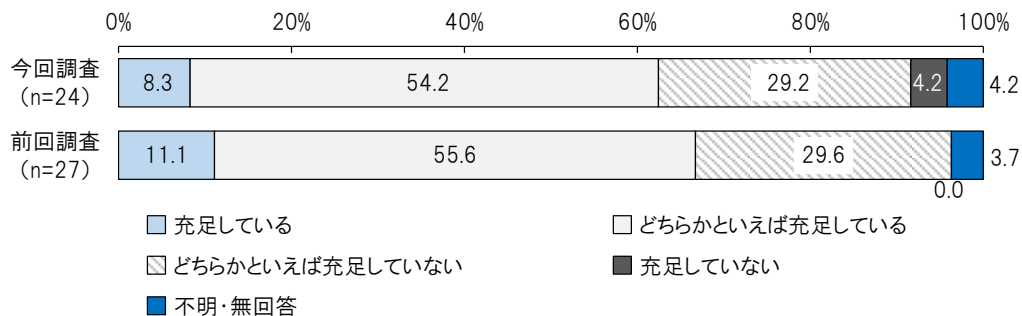
(2) 事業者

- 各事業者が行っている福祉サービスの分野において、市内で展開されているサービスの充足量については、「充足している（充足している・どちらかといえば充足している）」が5割半ば、「充足していない（どちらかといえば充足していない・充足していない）」が約4割となっています。また、前回調査に比べて、「充足している」が少なくなっています。
- サービスの質については、「充足している（充足している・どちらかといえば充足している）」が6割半ば、「充足していない（どちらかといえば充足していない・充足していない）」が3割半ばとなっています。また、前回調査と比べると、「充足している」がやや減少していますが、おおむね同様の傾向となっています。

■ 福祉サービスの充足状況(量)

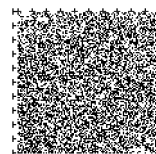
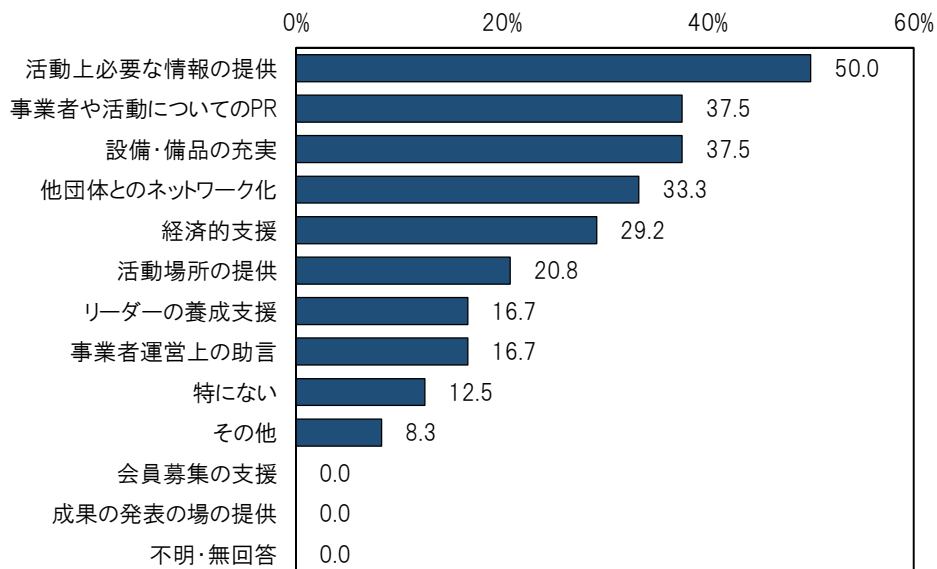


■ 福祉サービスの充足状況(質)



- 各事業者が活動していくうえで市に望むことについては、「活動上必要な情報の提供」が約5割と最も多く、次いで「事業者や活動についてのPR」「設備・備品の充実」が約4割、「他団体とのネットワーク化」が3割半ばとなっています。

■市に望むこと(n=24)



4 第1次計画からみる評価・課題

(1) 第1次計画評価の概要

本計画を策定するに当たり、第1次計画における各施策・事業の進捗状況を A～E 判定の5段階で評価を行いました。

基本計画の評価基準

- A：順調に進んだ（完了した）
- B：おおむね順調に進んだが一部改善すべき点がある
- C：実施したが不十分な点が多い
- D：事業の内容や実施方法など見直しが必要
- E：未実施

(2) 第1次計画進捗状況の評価結果

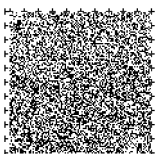
①基本目標1 地域福祉を支える人づくり

基本目標1は人づくりに対して、地域福祉への意識啓発や活動の推進、地域活動の担い手の支援から育成、活動団体への支援等の施策・事業で構成しています。

施策1と施策2ともにA判定（順調である）が多くなっています。施策1（3）については、人権に関する研修会等への参加者の確保が課題として挙げられています。また、施策2（3）では、市内の活動団体等への支援に取り組んできましたが、近年は団体構成員の高齢化に伴い、活動停止や解散する団体が増加しており、団体活動の後方支援がさらに求められています。

■基本目標1の進捗状況

施策	施策・事業の展開	取り組み数	評価				
			A	B	C	D	E
1 福祉に関する教育・啓発の推進	(1)福祉に関する意識啓発の推進	5	5	0	0	0	0
	(2)福祉に関する学習機会の充実	1	1	0	0	0	0
	(3)人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発	4	3	1	0	0	0
	(4)男女共同参画社会の推進	1	1	0	0	0	0
2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進	(1)ボランティア活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(2)地域福祉の担い手の育成・支援	1	1	0	0	0	0
	(3)市民の自主的活動・関係団体等への支援	4	2	1	0	1	0
	(4)専門的な人材の確保	2	1	1	0	0	0
	(5)社会福祉協議会への支援の充実	2	2	0	0	0	0
	合計数	21	17	3	0	1	0
	割合	100.0	81.0	14.3	0.0	4.8	0.0



②基本目標2 支え合いのある地域づくり

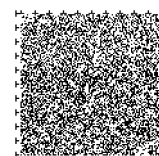
基本目標2は、地域で暮らすすべての人が交流・生涯学習・就労等の社会参加による健やかな生活を実現し、支援を必要とする人には公的な支援をはじめ市民同士の助け合いを進める施策で構成しています。

施策2ではB判定（一部改善すべき点がある）が多くなっています。今後の課題としては、各事業への参加者の減少をはじめ、少子高齢化に伴ってイベント内容および構成、活動団体の再編を検討していくことが求められます。また、就労支援に関しては、障がいのある人や高齢者、子育て世帯等に向けてセミナーや相談会等を実施していますが、参加者のアフターフォローや就労定着にまでつなげていく体制強化が必要とされています。

また、施策3（7）の生活困窮者支援に関しては、今後も事業の普及・啓発に努め、各関係機関との連携を密にしながら相談支援体制を確保していくことが重要です。

■基本目標2の進捗状況

施策	施策・事業の展開	取り組み数	評価				
			A	B	C	D	E
1 地域で支え合うコミュニティの創出	(1)コミュニティ意識の醸成	1	1	0	0	0	0
	(2)コミュニティ活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(3)協働のパートナーとなる市民・関係団体等の育成	2	1	1	0	0	0
	(4)地域福祉ネットワークの構築	2	2	0	0	0	0
	(5)住民の支え合い活動の促進	2	2	0	0	0	0
2 生きがい・社会参加と交流の場づくり	(1)身近な交流の場の提供	3	2	1	0	0	0
	(2)公共施設等の活用	6	6	0	0	0	0
	(3)生涯学習・スポーツ活動の推進	7	2	5	0	0	0
	(4)参加・交流に向けた働きかけの推進	3	2	1	0	0	0
	(5)就労に向けた支援の充実	4	3	1	0	0	0
3 要援護者への対応の推進	(1)見守り・声かけ活動の促進	3	3	0	0	0	0
	(2)虐待などの早期発見と支援	4	4	0	0	0	0
	(3)ひとり親家庭への支援の充実	2	2	0	0	0	0
	(4)障がいのある人・児童への支援の充実	2	2	0	0	0	0
	(5)不登校児童・生徒への支援	1	0	1	0	0	0
	(6)青少年の非行防止・環境浄化活動の推進	1	1	0	0	0	0
	(7)生活困窮者等への自立支援	3	1	2	0	0	0
	(8)セクハラ・DV 対策の推進	2	2	0	0	0	0
	(9)居住外国人への支援の推進	1	1	0	0	0	0
合計数	50	38	12	0	0	0	
割合	100.0	76.0	24.0	0.0	0.0	0.0	



③基本目標3 地域福祉の基盤づくり

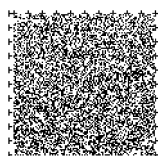
基本目標3では、市内の保健・医療・福祉等の関係機関をはじめ、地域組織や市民等の連携を深め、地域で一体的な支援体制の構築や地域生活課題の把握から情報提供や相談支援体制の充実などについての施策で構成しています。

すべての施策・事業においてA判定（順調である）となっています。今後は、団塊の世代が高齢期を迎えることによる高齢者人口の増加に伴う、何らかの支援を必要とする人の増加をはじめ、地域生活課題の複雑化や多様化が予想されます。そこで、引き続き地域が一体となった包括的な支援と、ニーズに対応した分野別のきめ細やかな専門的支援の両面を充実していくことが重要です。

また、施策2（4）在宅医療・介護の一体的な提供の推進については、市民主体の地域包括ケアシステム*として、在宅医療連携拠点を中心とした相談支援および関係機関とのネットワークづくりや研修会の開催など、医療および介護関係者等の連携に取り組んでおり、今後さらなる深化に向けて、市民・民間・行政等が協働していく体制整備によって、地域の支え合い強化が求められます。

■基本目標3の進捗状況

施策	施策・事業の展開	取り組み数	評価				
			A	B	C	D	E
1 身近な相談・支援の推進	(1)地域包括ケアシステムの整備	1	1	0	0	0	0
	(2)生活支援コーディネートの取り組みの推進	1	1	0	0	0	0
	(3)総合的な相談体制の整備	3	3	0	0	0	0
	(4)分野別の相談支援の充実	3	3	0	0	0	0
2 保健・医療・福祉の連携の推進	(1)健康づくり・介護予防の取り組みの推進	2	2	0	0	0	0
	(2)認知症対策の推進	4	4	0	0	0	0
	(3)保健・医療・福祉の連携の推進	3	3	0	0	0	0
	(4)在宅医療・介護の一体的な提供の推進	1	1	0	0	0	0
	(5)地域医療体制の充実	2	2	0	0	0	0
3 情報提供及び福祉サービスの充実	(1)福祉サービス情報提供の充実	4	4	0	0	0	0
	(2)多様なニーズに応じた福祉サービスの充実	7	7	0	0	0	0
	(3)福祉サービスの質の向上	3	3	0	0	0	0
	(4)成年後見制度・日常生活自立支援事業*の利用促進	2	2	0	0	0	0
合計数		36	36	0	0	0	0
割合		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0



④基本目標4 安心できる生活の基盤づくり

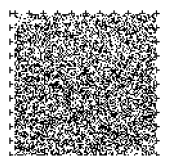
基本目標4では、だれもが安全・安心に暮らせる地域づくりに向けて、暮らしや移動支援等の生活環境の充実をはじめ、日常生活における防犯・防災や消費者保護に関する施策で構成しています。

施策1(1)については、幸手市地域防災計画に関して、市の災害対応を常に点検し、安全・安心に対する市民理解の向上に向けて、引き続き計画を更新し、周知を図っていくことを検討しています。

また、施策2(2)はD判定(見直しが必要)となっています。交通や移動に関しては、アンケート調査でも課題として挙げられています。交通支援の充実に向けて、市では通院、買い物等の日常生活を支えるための交通手段としてデマンド交通を運行していますが、利用者が集中してしまい、予約が取りにくいことが課題となっています。市民ニーズに対応した運行内容の改善・見直しなど、利便性を高めていくための検討が求められます。

■基本目標4の進捗状況

施策	施策・事業の展開	取り組み数	評価				
			A	B	C	D	E
1 安全・安心な暮らしの確保	(1)防災対策の充実	5	4	1	0	0	0
	(2)防犯対策の強化	3	2	1	0	0	0
	(3)交通安全対策の充実	1	1	0	0	0	0
	(4)消費者保護の推進	1	1	0	0	0	0
2 だれもが住みよいまちづくりの推進	(1)居住の場の整備・充実	2	2	0	0	0	0
	(2)交通支援の充実	2	1	0	0	1	0
	(3)ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進	5	4	0	0	0	1
	(4)生活環境の充実	1	1	0	0	0	0
合計数		20	16	2	0	1	1
割合		100.0	80.0	10.0	0.0	5.0	5.0



第3節 計画の基本理念・方針

1 基本理念

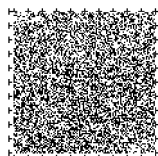
複雑多様化が進む現代社会の中で、地域が抱えるさまざまな問題を解決していくためには、行政のみでなく、近隣や地域社会を巻き込んだ地域の支え合いが不可欠となっています。そのため、市民が地域福祉への共通認識を持ち、住民同士で助け合っていくような仕組みづくりが必要です。

「第6次幸手市総合振興計画 基本構想」では、「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」を市の将来像に、健康福祉分野では「いつまでも健康で安心して暮らせるまち」づくりの政策のもと、市民がともに支え合う地域社会が形成されることで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のそれぞれの視点から地域に根ざした福祉が行われているまちをめざしています。

本計画は、「基本構想」の考え方を踏まえつつ、第1次計画の考えを踏襲し、「一人ひとりが手を取り支え合う、地域に根ざした幸手の福祉」を基本理念として、地域と行政の協働による地域福祉を推進していく中で、すべての市民が住み慣れた地域でともに安心して暮らせるよう、地域社会における共生の実現を図ります。

基本理念

**一人ひとりが手を取り支え合う、
地域に根ざした幸手の福祉**



2 基本目標

本計画では、基本理念を具体化していくため、次の4つの基本目標を定め、関連する施策・事業の着実な推進を図ります。

【 現状・課題 】

- 出生数減・転出増に伴い、少子高齢化の進行が顕著
- 要支援者や障がいのある人など、支援を必要とする人は増加傾向
- 全国的な傾向と同様に、本市においても地域の支え合いや関係性が希薄になっている
- 地域や身の回りに対して無関心な人や社会とつながりを持たない人の増加
- 地域活動への参加者の減少や高齢化など、地域を支える担い手不足が懸念される
- 市では支援内容の拡充や支援体制強化に取り組んでいるが、市民に伝わっていない
- 今後も在宅生活ができるサービスの充実が求められている

【 第2次計画策定に向けた課題の整理・方向性 】

- ①複雑化・多様化する市民の地域生活課題や福祉ニーズに対して、今後公的なサービスだけではフォローしきれない状況が考えられることから、市民一人ひとりの意識の醸成を図り、住民相互の助け合いを推進することが求められます。
- ②市民の緩やかなつながり意識を尊重し、すべての人が社会とのつながりを持ち、必要ときに適切な情報入手やサービスの提供を受けられる環境づくりが求められます。
- ③だれ一人取り残すことなく、日常生活から緊急時までさまざまな場面に対応できる、フォーマル・インフォーマルともに充実したサービス提供が求められます。



【 4つの基本目標 】

(1) 地域福祉を支える人づくり

市民が福祉に関心を持てるよう、さまざまな機会を利用した福祉意識の醸成をはじめ、ボランティアの育成や活動支援など、地域福祉を支える人づくりを進めていきます。

(2) 支え合いのある地域づくり

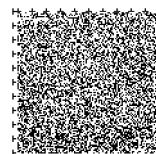
民生委員・児童委員やボランティア、NPO等と連携を図り、市民による支え合いの体制づくりを進め、地域での見守りや支援の取り組みを推進します。

(3) 地域福祉の基盤づくり

保健・福祉・医療に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努め、市民に身近な相談支援体制づくりに取り組みます。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすい情報提供の充実を推進します。

(4) 安心できる生活の基盤づくり

子どもや高齢者などを犯罪や交通事故から守るための取り組みや、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

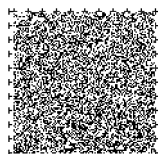


3 施策の体系

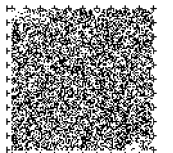
本計画では、施策体系を以下のように位置付けています。

■ 施策の体系

基本目標	施策	施策・事業の展開	
基本目標1 地域福祉を支える人づくり	1 福祉に関する教育・啓発の推進	1 福祉に関する意識啓発の推進 2 福祉に関する学習機会の充実	
	2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進	1 ボランティア活動の推進 2 地域福祉の担い手の育成・支援 3 市民の自主的活動・関係団体等への支援 4 専門的な人材の確保 5 社会福祉協議会への支援の充実	
	基本目標2 支え合いのある地域づくり	1 地域で支え合うコミュニティの創出	1 コミュニティ意識の醸成 2 コミュニティ活動の推進 3 協働のパートナーとなる市民・関係団体等の育成 4 地域福祉ネットワークの強化 5 住民の支え合い活動の推進
		2 生きがい・社会参加と交流の場づくり	1 身近な交流の場の提供 2 公共施設等の活用 3 生涯学習・スポーツ活動の推進 4 参加・交流に向けた働きかけの推進 5 就労に向けた支援
		3 要援護者への対応の推進	1 見守り・声掛け活動の促進 2 虐待等の早期発見と支援 3 ひとり親家庭への支援の充実 4 障がいのある人・児童への支援の充実 5 不登校児童・生徒への支援 6 青少年の非行防止、環境浄化活動の推進 7 生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援 8 セクハラ・DV 被害者対策の推進 9 居住外国人への支援の推進 10 再犯防止の推進
基本目標3 地域福祉の基盤づくり	1 身近な相談・支援の推進	1 総合的な相談支援体制の充実 2 分野別の相談支援の強化 3 重層的支援体制の整備・拡充	
	2 保健・医療・福祉の連携の推進	1 健康づくり・介護予防の取り組みの推進 2 認知症対策の推進 3 保健・医療・福祉の連携の推進 4 在宅医療・介護の一体的な提供の推進 5 地域医療体制の充実	
	3 情報提供および福祉サービスの充実	1 福祉サービス情報提供の充実 2 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実 3 福祉サービスの質の向上	
基本目標4 安心できる生活の基盤づくり	1 安全・安心な暮らしの確保	1 防災対策の充実 2 防犯対策の強化 3 交通安全対策の充実 4 消費者保護の推進	
	2 だれもが住みよいまちづくりの推進	1 居住環境の充実 2 生活環境の充実 3 移動手段の充実 4 ユニバーサルデザインのみちづくりの推進	
	3 市民の尊厳を守る体制の充実	1 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進 2 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発 3 男女共同参画社会の推進	



第2章 各論



基本目標 1 地域福祉を支える人づくり

施策 1 福祉に関する教育・啓発の推進

現状と課題

平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会の実現が掲げられ、制度や分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、すべての市民が主体となって地域に参加することが求められています。近年は、個人や家庭の努力による「自助」だけでは解決できない問題が多くなってきています。また福祉への関心について、アンケート調査結果をみると、若い世代を中心に関心が低く、また前回調査に比べて福祉に関心を抱いている割合が少なくなっています。

市民が支え合う地域共生社会の実現のためには、地域で福祉を支える福祉意識の高揚を図ることが求められます。そのため、地域で暮らす一人ひとりがお互いに支え合い・助け合う意識を持ち、基本的な人権や地域福祉に関わる理解を深めるための周知啓発活動を行うとともに、性別や年代、その人の特性に関わらず、だれにでもわかりやすい教育・学習機会を提供していくことが重要です。

今後の方向性

- 市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域福祉の充実に向けた取り組みを推進します。
- 市民の福祉意識の向上をめざし、福祉に関する講演会や学習機会の提供、イベント等を開催します。また、多様な市民の参加を促すため、実施内容や開催日時、周知方法などを検討します。

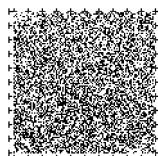
めざす姿

- 地域の福祉について関心を持つ
- 地域福祉を難しく考えず、それぞれができることで支え合い・助け合いに参加しよう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
福祉に関心がある割合※1	75.9%	81%

※1 市民アンケート調査：「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計値

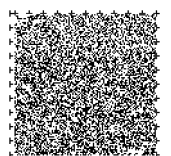


(1) 福祉に関する意識啓発の推進

- 市民がともに支え合う地域社会づくりのため「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努めるとともに、地域で福祉を支える福祉意識の高揚を図ります。
- 障がいや病気に関する市民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を行います。
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みを推進します。

(2) 福祉に関する学習機会の充実

- さまざまな福祉分野についての学習機会や講演会等を通して、より多くの市民が福祉を知ることができることを支援します。
- 市民・事業者・関係団体・市職員が、ともに協働について学ぶ機会を創出します。



施策2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進

現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、福祉分野をはじめ、あらゆる場面における人材不足が懸念されます。国では急速に進む少子高齢化に対応するべく、「若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会」「一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会」などとして一億総活躍社会の実現が掲げられています。

今日の「互助」や「共助」による支援の在り方として、ボランティアやNPOは地域福祉活動の重要な担い手となっており、本市においても、たくさんの団体が活動をしています。また、市や社会福祉協議会では、関係団体や市民と連携し、福祉サービスの提供やボランティア活動支援を積極的に行っています。

一方で、関係団体・事業者調査の結果では、市内で地域福祉等の活動を行う団体の約8割がメンバーの高齢化や活動のマンネリ化などを課題に挙げています。引き続き、市内での地域福祉活動が活発に行われるよう、ボランティア活動や地域活動が参加者にとって負担ではなく、楽しみや生きがいのひとつとなり得る多世代向けの企画や取り組み、場の提供が必要です。

より多くの市民が地域生活課題を自分事として捉え、支え合い・助け合いの活動に参画してもらうため、地域づくりや地域福祉に興味や関心を持った人材を発掘・育成するための仕組みをつくり、参加したい・活動したいと考えている人を実践につなげていくことが重要です。

今後の方向性

- ボランティアの育成や活動支援をさらに推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 地域の福祉活動におけるリーダー的な役割を果たせる人材の育成・支援や、専門知識を持った人材の確保に努めます。
- 地域の人々が福祉の担い手として各地域で活動できるよう、市民をはじめ関係機関と連携し、地域で支え合うシステム構築を支援します。

めざす姿

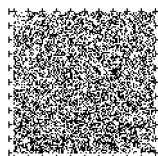
- 周りの人に声をかけて、ボランティアや地域活動に参加してみよう
- 支援が必要な人に対して、自分はどんなことができるか考えてみよう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
地域活動やボランティア活動に参加した経験がある割合※1	19.3%	25%
地域活動やボランティア活動に今後参加したい割合※2	13.4%	19%

※1 市民アンケート調査：「現在継続的に取り組んでいる」「たまに取り組むことがある」の合計値

※2 市民アンケート調査：「積極的に取り組んでいきたい」「できるだけ取り組んでいきたい」の合計値



(1) ボランティア活動の推進

- より身近な地域で支え合える「互助」や「共助」の取り組みとして、ボランティアなどの活性化を図る社会福祉協議会の取り組みを支援します。
- 社会福祉協議会を中心として、市内で活躍する各分野のボランティア活動を支援し、連携を進めます。

(2) 地域福祉の担い手の育成・支援

- 社会福祉協議会との連携を図りながら、若者の参加促進を図ることによる福祉活動の担い手育成に努めるとともに、希望者には対象分野に応じた講習や研修の機会を提供します。
- 地域の新たな担い手として、退職を迎えた市民の地域活動などへの参加を推進します。
- 市内で活動を行う多様な分野の個人や団体、組織等に対し、出会い・学び合い・活動する場（プラットフォーム）を提供します。まちづくりや地方創生分野等との連携を図ることによって、地域福祉への関心や理解を深め、地域福祉の担い手の確保や活動を支援します。

(3) 市民の自主的活動・関係団体等への支援

- 老人クラブ、子育てサークル、障がいのある人やその家族を中心とした自主的活動、そして市民同士によるさまざまな支え合い活動やまちづくり活動をサポートします。
- 出前講座や研修会等を通して地域活動団体の育成・支援を行います。

(4) 専門的な人材の確保

- 「さって市民生きがい教授」制度*の活用や、手話通訳者、要約筆記者等の育成研修等を通じて、人材の発掘・育成に努めます。

(5) 社会福祉協議会への支援の充実

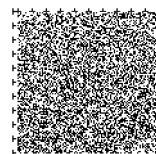
- 地域福祉活動推進のための核となる、社会福祉協議会の経営基盤の安定化を推進します。



「さって市民生きがい教授」とは

市民がいつでも、どこでも、だれとでもいつまでも学び合い、一人ひとりが進んで楽しく学習することを目的で設置された「人材バンク」です。子どもから大人まで、おひとりでもグループでも、生涯学習に取り組むあらゆる人が利用でき、幸手市民以外の人も利用できます。

現在は、教育や人文・社会科学・自然科学、産業・技術、芸術・文化、趣味、語学、スポーツ・レクリエーション・体力づくりなどの分野で、約 60 人の指導者が登録されています。



基本目標2 支え合いのある地域づくり

施策1 地域で支え合うコミュニティの創出

現状と課題

世帯の少人数化や核家族化等の家族形態の変化やライフスタイルの多様化等により、近年は地域や地域住民同士の関わり方は大きく変化しており、地域コミュニティや近所付き合いは希薄化してきています。

アンケート調査結果においても、普段の近所付き合いの状況について、家族ぐるみの付き合いや相談・助け合い、お互いの家を行き来するような関わりをする割合は減少傾向にあり、付き合いはほとんどない割合がやや多くなっています。

一方で、近隣住民のちょっとした変化にいち早く気づくことや日常の困りごとに対する声掛け、緊急時の手助けなどができるのは身近な住民同士であることは変わりません。今後は、さらに高齢化が進むことで何らかの支援を必要とする人が増えることが予想されることから、近隣での見守りや災害時の対応など、地域の中での助け合いがますます重要となります。そこで、引き続き地域コミュニティの強化に向けて市民の積極的な参加を促しながら、市民と行政等の協働による地域福祉活動の一層の推進が求められます。

また、地域や社会とのつながりを持ち、いざというときに助け合うことができる関係性を築くことができるよう、すべての人にとって身近な防災や福祉等のテーマをはじめ、生涯学習や交流、レクリエーション等、さまざまなテーマでつながることができる新しいつながり方を検討していくことが重要です。

今後の方向性

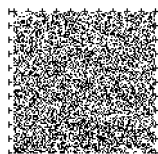
- さまざまな地域活動を実施することで、これまで地域とつながりを持たなかった階層等に対して多様な地域との関わり方を創出します。
- 市民・事業者・関係団体・行政が、ともに「協働」について学ぶ機会を創出するとともに、NPOや関係団体、地域コミュニティによるまちづくり活動を支援し、市民が自主的に活動しやすい体制を整えます。
- 地域福祉活動をさらに充実させ、お互いに支え合う地域づくりを進めるため、地域福祉ネットワークの強化を推進します。

めざす姿

- 知識や趣味、特技を活かすなど、みんなが楽しめる活躍の場を地域でつくろう
- 困っている人がどんな手助けを求めている、自分にはどんなことができるか考えてみよう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
普段近所付き合いをほとんどしない割合	6.7%	3%



(1) コミュニティ意識の醸成

- コミュニティ活動に積極的に参加してもらうために、さまざまな機会を活用した啓発活動や情報提供の充実を図ります。
- 子育てや安全・安心などの身近なテーマを通して、多様な世代が地域コミュニティに関わる機会の充実を図ります。

(2) コミュニティ活動の推進

- NPOや関係団体、地域コミュニティへの活動場所の提供に努めるとともに、研修会の実施などへの協力を行い、コミュニティ活動が主体的かつ活発に行われるよう支援します。
- 各公民館の地区市民センターを拠点とし、地域コミュニティの充実・活性化に関する相談対応や情報発信などを通じて、地域における自主的なまちづくりを支援します。

(3) 協働のパートナーとなる市民・関係団体等の育成

- 市民・事業者・関係団体・市職員による連携を積極的に図り、協働による地域福祉を推進します。また、協働のパートナーが継続的に活動し続けられるよう、運営に対する支援を行います。

(4) 地域福祉ネットワークの強化

- 市民、事業者、その他関係機関および行政が連携して「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」を構築し、地域全体で援護が必要な人を見守る体制の確立と、効果的な支援に努めます。

(5) 住民の支え合い活動の推進

- 自治会や市民、民生委員・児童委員や社会福祉協議会・ボランティア・NPO・地域包括支援センター等との連携を図りながら、地域における支え合い活動の促進に努めます。
- 市民との協働によるまちづくり活動や地域での助け合い活動などの継続的な活動を支援します。また、活動機会や場の提供に努め、支え合い活動の周知に努めます。

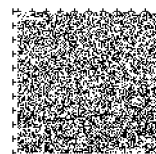


「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」とは

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、市内の介護保険関係事業者や障がい福祉関係事業者、警察、医療機関、民生委員・児童委員、商工会、社会福祉協議会、金融機関、地域団体等と連携し、日々の業務や活動などの中で接している高齢者や障がい者に「気になる変化」がないか、日ごろから見守り、気づいた際には情報連絡先に連絡していただいています。また、実績報告や情報共有として、年1回全体会の開催や年2回ネットワーク通信を発行しています。



■ネットワークステッカー



施策2 生きがい・社会参加と交流の場づくり

現状と課題

幸手市で暮らすすべての人が地域で健やかな暮らしを実現するためには、個人の意思や尊厳を尊重したうえで、人や地域との交流をはじめ、趣味・生きがい等の活動や就労などによる社会参加がバランスよく供給されることが重要です。

地域活動等への参加状況について、アンケート調査結果をみると、参加したことがない割合が約5割と多く、20代・30代の若い世代では約6割が参加していない状況となっています。その理由としては、時間がないことや仕事・家事・育児等の都合で機会がないことに次いで、活動内容や状況がわからないこと、何をすればよいのかわからないことがそれぞれ2割半ばと、情報入手・発信方法に課題がみられます。

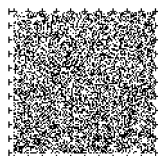
市や社会福祉協議会では、地域の交流機会や社会参加へとつなぐ場として講演会や講座、セミナー等を実施していますが、近年は参加者の減少や偏りがあることから、性別や年齢、国籍等、多様な人が地域で暮らしていることにも配慮し、あらゆる市民が参加し、交流できる場の提供を進めていくことが求められます。

また、年代や世代によって活動に参加したいと思う内容はさまざまです。アンケート調査結果をみると、10代や30～40代では子育てを支援する活動、40代以上では地域のための活動、20代では児童健全育成や国際交流等の外国に関わる活動への関心が高いことがうかがえます。今まで以上に多様な人が地域活動に参加できるよう、活動の内容や場所、時間、情報発信方法等に配慮しながら、多様な場づくりを進めていくことが重要です。

令和2年に急速に拡大がみられた新型コロナウイルス感染症は、これまで日常的に行われてきた市民の交流や見守り、生きがいづくりなどの地域福祉活動やボランティア活動に大きく影響を及ぼしています。活動に参加していた人の中には、外出自粛や活動の制限などにより社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまう状況などが予想されます。今後の私たちの暮らしには新しい生活様式への転換が求められており、地域福祉活動等においても新しい生活様式に対応した取り組みや活動が求められます。

今後の方向性

- 子どもから高齢者、障がいのある人など、だれもが文化活動やスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう取り組みを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などの活動場所や交流機会を提供し、また就労につながるさまざまな機会の提供を行うなど、社会参加を推進するとともに、生きがいづくりに努めます。
- 地域活動をはじめ、市民同士の交流やふれあいの場として、市民の身近な場を活用することで、多様な人の参加を促します。



めざす姿

- 興味や関心のある地域のイベントや活動に参加してみよう
- 周りの人に声をかけて、地域イベントに参加してみよう
- 参加者としてだけでなく、興味がある内容には運営や企画として関わってみよう

■成果指標

指標		現状値(R2)	目標値(R7)
地域活動やボランティア活動等に参加した ことがない割合	20代	60.0%	54%
	30代	57.4%	52%

施策・事業の展開

(1) 身近な交流の場の提供

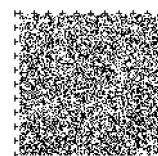
- 保育所や幼稚園を市民の交流の場として提供するとともに、社会福祉協議会によるふれあい・いきいきサロンをはじめ、関係団体が展開する交流活動への支援を行います。
- 障がいのある人の創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センター*を支援します。
- 市民同士の交流の一環として、まちなかのギャラリーやチャレンジショップ*等、空き店舗の利活用を促進します。
- 市役所内スペースや公民館等に加え、民間との協働・連携のもと、スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア等、市民にとって身近な場を活用することで、多様な市民の交流や地域参加を促します。

(2) 公共施設等の活用

- 公民館や老人福祉センター等については、それぞれの施設に応じた市民の交流の場として活用されるよう運営を図ります。
- 健康・生活上の相談、趣味、教養等の研修をはじめ、講話の開催や老人クラブ活動の強化等ソフト面での充実を図るとともに、既存の施設を最大限に活用できる施策を検討します。

(3) 生涯学習・スポーツ活動の推進

- 子どもから高齢者、障がいのある人など、市民の多様なニーズに対応し、学習内容の充実や学習の場の提供を図り、市民の生涯学習活動への参加と相互の交流を促します。
- 子どもから高齢者、障がいのある人を含め、だれもがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めるために、関係団体と連携を図りながら各種事業を実施し、生涯スポーツ活動を推進します。
- 学習補助者やボランティアの養成など、障がいのある人も気軽に参加するための支援体制の整備を推進します。

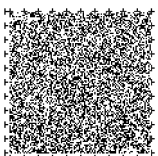


(4) 参加・交流に向けた働きかけの推進

- 地域の高齢者の生きがいや仲間づくりのための自主的な活動の場である老人クラブの活動を支援します。
- 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援し、社会参加と交流を促進するため、手話奉仕員を養成します。
- 市民の「さって市民生きがい教授」制度の普及により、市民の知識や経験を活かした活動機会の充実を図ります。
- 市内の小・中学校等において、各教科および総合的な学習の時間等で地域の人材を活用し、地域との交流を推進します。

(5) 就労に向けた支援

- ハローワーク（公共職業安定所）や県など関係機関と連携して、ひとり親や団塊世代などの退職者、高齢者、障がいのある人などの雇用機会の拡大を図るとともに、的確かつ有効な求人情報の収集および提供に努めます。
- 高齢者のニーズに対応した職域の開拓をはじめ、就労に向けた活動が活発に行われるように、幸手市シルバー人材センター*を支援します。
- 地域資源を活かすコミュニティビジネス*など、地域問題解決に寄与する商業活動に対する支援を検討します。
- 相談会やセミナー、研修等の参加者の就職状況を把握し、必要に応じてアフターフォローを行うなど、就業意向のある人の就労や定着支援を行います。
- 職場における障がいへの理解の促進とともに、短時間勤務や通勤手段の確保など、障がいの特性に合わせた勤務体制の充実を支援します。



施策3 要援護者への対応の推進

現状と課題

近年は、核家族化やひとり親家庭、高齢者のみ世帯等の増加に伴い、近隣や地域との関わりがなく、課題を抱えている人が周りからはわからず、支援を必要としている人の状況や情報が把握しづらくなっています。また、引きこもりや虐待、生活困窮等については、あえて外からはわからないように振る舞うことで、問題が潜在化しているケースも少なくありません。

アンケート調査結果では、近所の気にかかる人についてわからない割合が約4割と多く、住んでいる地域の問題点や不足していると感じるものについてわからない割合も1割半ばと、近隣や地域に関心を持たない人が多くなっています。

地域の中で暮らし続けることは、必ずしも自分一人の力で生きることを指すのではなく、地域とのつながりの中で自分の役割や居場所を見つけ、必要なときには適切なサービスを利用することで実現します。地域生活課題や個人の問題が多様化する中で、すべての人がそれぞれの心地のよい地域との関係性を築くことが重要です。

また、認知症や虐待などにより援護を必要とする人に対しては、引き続き「幸手市高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク」等を通じて関係機関との連携体制を強化し、早期発見に努めることが重要であり、市民一人ひとりには実態把握や日常の見守りや声掛けが求められます。

そのほか、最近では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、雇用情勢が急速に悪化しており、経済的困難を抱える世帯やひとり親家庭、外国籍を持つ居住者等の生活苦に拍車がかかっている状況であり、青少年を取り巻く環境も複雑化しています。

地域で暮らすすべての人の不安を軽減できるよう、関係機関とも連携し、各種相談や自立支援体制の強化を図っていく必要があります。

今後の方向性

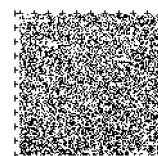
- 関係機関等と連携し、高齢者や子ども等に対する虐待、閉じこもりやうつ傾向による引きこもり、生活困窮など、さまざまな困難を抱える人々に対し、地域での見守り活動からの早期発見に向けた取り組みを推進します。
- 何らかの支援を必要とする人たちが、どのような助けが必要なのか、不安や負担に感じていること、悩みや困りごと等を把握し、支援・解決できる体制の充実を図ります。
- 経済的な困難を抱える世帯やひとり親家庭等、生活困窮家庭へのきめ細やかな対応ができる体制を整え、経済的な支援に加え、適切な機関等につなげる連携体制を構築します。

めざす姿

- 支援が必要な人はどこにいて、自分はどんなことができるか考えてみよう
- まずは地域で解決ができるよう、地域全体で支援が必要な人たちを見守っていこう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
隣近所で気にかかる人について「わからない」の割合	38.9%	30%



(1) 見守り・声掛け活動の促進

○高齢者などが孤立した事態に陥らないよう、民生委員・児童委員や市民による見守り体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、必要な支援を行います。

(2) 虐待等の早期発見と支援

○関係機関とのより一層の連携・協力、また、地域での虐待防止のためのネットワークの強化を図ることにより、高齢者や障がいのある人などに対する虐待の防止およびその早期発見に努めます。

○地域や、関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会により、児童虐待の早期発見と適切な支援に取り組みます。

○潜在化しやすい子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待について、市民への相談窓口の周知徹底を図り、虐待が疑われる事例の報告を促します。また、報告に対する速やかな状況把握と対応に努めます。

(3) ひとり親家庭への支援の充実

○経済的に不安定な状況にあるひとり親家庭の自立のために、子育て生活支援、就業支援、養育費確保支援などの経済的支援の充実に努めます。

(4) 障がいのある人・児童への支援の充実

○障がいのある人が身近な地域で生活できるための支援、また、障がいのある児童に対し、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備し養育サービスを提供するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

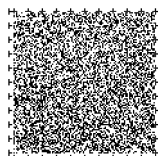
○障がいのある児童を持つ家庭に対して、安定した日常生活が営めるように経済的な支援の充実に努めます。

○地域における障がいのある子どもやその家族に対する支援、さらに障がいのある子どもなどを預かる施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）への支援の充実を図るため、児童発達支援センターの整備について検討します。

(5) 不登校児童・生徒への支援

○不登校児童・生徒が早期に学校復帰できるよう、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなニーズに応じた支援を行います。

○学校を中心に、スクールカウンセラーやさわやか相談員、ふれあい相談員などとの連携のもと、家庭や地域とのつながりを深め、不登校児童・生徒自身が進路を主体的に捉えて、社会的な自立に向かうよう支援に取り組みます。



(6) 青少年の非行防止、環境浄化活動の推進

- 青少年や青少年活動団体の活動を支援するとともに、指導者の確保・育成に努めます。
- 非行防止パトロールやキャンペーン活動、青少年健全育成啓発活動などを実施し、青少年問題協議会とも連携して、家庭・地域・行政等の連携による青少年の非行防止や環境浄化の活動を進めます。

(7) 生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた支援

- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立に向けた課題を整理し、関係機関と連携しながら、個々の状況に合った包括的な支援プランに添った相談支援の充実を図ります。
- 生活保護受給世帯の就労による自立を助長するため、就労支援相談員を配置し、ハローワークなどと連携しながら、就労に関する相談・支援などを行います。

(8) セクハラ・DV被害者対策の推進

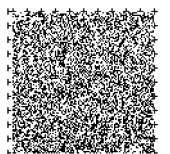
- セクシャルハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカーなどによる被害者のためのサポート体制の充実とともに、心のケアや自立支援を図り、相談しやすい体制を整えます。

(9) 居住外国人への支援の推進

- 多文化共生キーパーソン*と連携して、市内の外国人のサポートを実施します。また、外国人が市内で生活するうえで必要な情報の提供に努めるとともに、多言語での相談に対応することをめざします。

(10) 再犯防止の推進

- 社会を明るくする運動への協力や保護司会、更生保護女性会の活動を支援することで防犯や再犯防止に関する市民の理解を促します。
- 犯罪をした人の再出発を支援するため、居住の安定および就労機会の確保を図ります。
- 平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務となっています。本市においても、国および県の動向をみながら、本計画期間中に計画の策定を進めていきます。



基本目標3 地域福祉の基盤づくり

施策1 身近な相談・支援の促進

現状と課題

近年の地域生活課題は多様化・複雑化しており、従来の分野別の相談窓口や支援体制では制度の狭間で支援を受けられないことや問題解決に時間がかかってしまうことが予想されます。今後は専門機関等による適切な支援に加え、縦割りで問題を把握し解決するのではなく、支援を必要とする人を総合的に支えることができるよう、市民をはじめ、市や社会福祉協議会、関係機関等による情報共有の体制や相談者を適切な支援につなげる多職種連携の強化により、包括的な相談支援体制を整えることが求められます。

また、アンケート調査等からも、地域や社会とのつながりを持たず、どこで・だれに・どのような相談をしたらよいかかわからず、公的な援助に結びついていない人が一定数いることが予想されます。悩み事や困りごとを抱えている人を適切な支援に結びつけられるよう、福祉に関する情報提供や専門職の派遣など、積極的なアウトリーチが重要です。

さらに、何らかの不安や悩みを抱えていても、専門機関に出向いて相談することに抵抗を感じる人も少なくありません。今後は、相談にハードルが高いと感じる人も支えることができるよう、地域の交流機会等も活用して身近な相談機会の提供や、市民同士が気軽な相談相手として活躍することが求められます。また、相談を受けた側は自分だけで解決をしようとするのではなく、適切な情報の提供や悩みを抱える相手を適切な支援につなげていくことが重要です。

今後の方向性

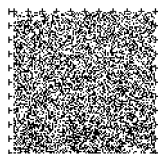
- 市民、市民団体、福祉関係機関等との連携のもと、不安や心配ごとなどについて相談できる環境や必要な情報が適切に提供される体制の強化に努めます。
- 住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした相談支援を推進し、地域ケア会議を活用した支援体制の充実に努めます。

めざす姿

- 一人で悩まず、気軽に、信頼できる地域の人や市の窓口で相談しよう
- 身の回りに困っている人や悩んでいる人がいたら声をかけてみよう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
気軽に相談や助けを頼める相手がいる割合	58.0%	70%
市内の福祉団体・機関について「いずれも知らない」割合	14.5%	10%



(1) 総合的な相談支援体制の充実

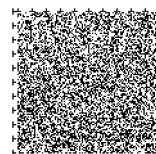
- 多様な相談内容に対し、保健福祉総合センターや地域包括支援センターを中心として、属性や世代、分野等にとらわれない一体的な相談の受け止め体制を強化します。また、多機関との連携のもと、専門の相談窓口や専門職・関係機関による支援への橋渡しの役割を担います。
- 保健福祉総合センターを拠点に、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉といった分野ごとに高い専門性を持った人材を確保して相談体制を構築します。

(2) 分野別の相談支援の強化

- 保健師や管理栄養士による健康などに関する相談支援を実施します。
- 子育て総合窓口（ワンストップ窓口）において、専門員による妊娠・出産や子育てに関する総合的な相談支援を実施します。また、家庭児童相談室における相談を充実します。
- 心すこやか支援室（適応指導教室）に教育相談員、支援員を配置し、不登校児童・生徒や保護者への教育相談や学習支援を行います。
- 高齢者福祉に関する相談支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携を図り、支援が必要な人が適切な相談窓口につながる体制づくりに努めます。
- 障がいのある人や児童とその家族に対する相談支援の充実を図るとともに、相談支援事業所と連携しながらケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 幸手市生活自立支援センターにおいて、生活上の困難や悩みを抱えた人の相談支援を充実します。

(3) 重層的支援体制の整備・拡充

- 地域包括支援センターの機能を充実させていくとともに、在宅医療や介護サービス提供体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化をめざします。
- 地域包括支援センターを中心とした相談支援を推進し、地域ケア会議を活用した支援体制の充実に努めます。
- 高齢者を支える地域の体制づくりを推進するため、生活支援に関する高齢者のニーズとさまざまな主体による地域資源の状況を把握し、支援を必要とする利用者とサービス提供者をマッチングさせる生活支援コーディネーターを配置します。
- 生活支援・介護予防サービスに係る関係者のネットワーク化を進め、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターとともに定期的な情報の共有・連携強化の体制整備を図ります。
- 地域で社会的なつながりから孤立し、公的な援助に結びついていない人に対する支援や情報提供の実施、専門職の派遣等、積極的なアウトリーチに取り組みます。



施策2 保健・医療・福祉の連携の推進

現状と課題

これからの高齢社会において、医療や介護の需要がより一層増えることが予想され、国では住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を掲げ、地域支援体制の強化が推進されています。

現在市では、保健福祉総合センターや地域包括支援センターを中心に、市民や行政、関係団体、専門機関等の多様な主体の連携のもと、子どもや高齢者、障がいのある人、医療・健康等のさまざまな問題・課題に対して、総合的な地域福祉推進体制を構築し、分野ごとの専門性と地域生活課題に丸ごと対応できる地域ネットワークの強化に取り組んでいます。

また、市民を主体とした地域ケアとして、在宅医療連携拠点（菜のはな）の取り組みにおける暮らしの保健室（サロン等での健康相談）、ケアカフェ（住民・行政・保健・医療・介護福祉従事者の研修会）、地域ケア会議等、身近な暮らしの場で医療とつながることができる関係を築いています。

アンケート調査では、今後社会福祉協議会に充実してほしい活動・支援内容について、「だれもが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が最も多くなっていることから、住み慣れた自宅や家族のもとで暮らし続けることへのニーズが高いことがうかがえます。引き続き、市民自ら主体的に地域の暮らしを支えていく「互助」の仕組みづくり、そしてそれを支える「共助」と「公助」による支援体制を強化することが重要です。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、地域の多様な主体の連携・協働のもと、保健・医療・福祉の一体的な支援体制の確保による切れ目のない支援が求められます。

今後の方向性

○だれもが保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的に、かつ安心して受けることができるよう関係機関の連携に努めます。市民の多様化する医療ニーズに対応できるよう、小児医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

○地域で、在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、医師会等と連携しながら、地域の関係機関による連携体制を進めます。

めざす姿

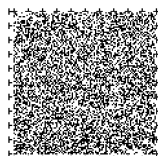
○日ごろから健康づくりに心がけよう

○地域にはどんな医療機関や支援をしてくれる機関があるのかを知っておこう

■成果指標

指 標	現状値(R2)	目標値(R7)
保健福祉施策(サービス)が充実していると感じる割合※1	43.9%	46%

※1 市民アンケート調査:「とても充実している」「まあまあ充実している」の合計値



(1) 健康づくり・介護予防の取り組みの推進

- 「健康日本21 幸手計画（第3次）・幸手市食育推進計画」に基づき、全市民を対象に、乳幼児から高齢者までのライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階）に応じた健康増進や食育の取り組みを推進します。
- 高齢者が自分の健康に関心を持ち健康維持に取り組めるよう、介護予防教室の充実や認知症予防に関する知識の普及啓発に努めます。
- 「幸手市自殺対策計画」に基づき、だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、心の健康が損なわれ、危機的な状況にある人にいち早く気づき、必要な相談・支援機関につなぐ支援に取り組みます。

(2) 認知症対策の推進

- 認知症サポーター養成講座や介護予防講座、広報紙等を通じ認知症に関する基礎知識の普及啓発を図り、認知症の人やその家族を見守ることができる地域社会の構築を図ります。
- 市民や民生委員・児童委員等との連携強化を図り、支援を必要とする人を把握するとともに、幸手市医師会の協力のもと、早期診断・治療体制の周知を進め、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。

(3) 保健・医療・福祉の連携の推進

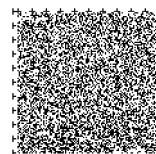
- 保健福祉総合センターを核として、市民の福祉ニーズに対応した、福祉・医療・保健サービスの提供に努めます。
- 日本保健医療大学等との連携を密にすることで、市民公開講座の開催や地域の福祉・医療・保健に関する共同事業の研究などを行います。
- 障がいのある人の心身の健康の維持、増進および回復を図るため、関係機関との連携により保健・医療の適切な提供に努めます。

(4) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進

- 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援や関係者の研修、在宅医療・介護サービス提供体制の構築などを行うとともに、地域の医療・介護関係者などに対して、在宅医療、介護サービスに関する相談や連携調整などを行います。
- 北葛北部医師会と本市および杉戸町と協働した在宅医療連携拠点が中心となり、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、ケアマネジャー等の多職種による連携体制の強化に努めます。

(5) 地域医療体制の充実

- 同じ二次保健医療圏*にある関係市町と連携を図りながら、医療機関の確保などについて協議を進めます。
- 安心して子どもを産み、育てられるよう小児医療の充実を図るなど、市民の多様化する医療ニーズに対応できるよう、医師会等と連携し、地域医療体制の充実を図ります。
- とねっと（埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム*）の加入率向上のため、継続的な普及活動を図ります。



施策3 情報提供および福祉サービスの充実

現状と課題

団塊世代が75歳以上となる令和7年には、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、認知症高齢者等が増加し、福祉サービスを必要とする人が増え、さらに福祉へのニーズも多様化していくことが予想されます。引き続き、支援を必要とする人に適切なサービスが行き届くためには、サービスの提供体制の充実とともに、わかりやすい情報提供に努めていくことが重要です。

本市ではこれまでに、子ども子育て分野、高齢者分野、障がい分野等、それぞれの専門分野のサービスの充実や提供体制の強化に努めてきました。一方で、近年の複雑化する問題に対しては、従来の福祉サービスでは支援対象に当てはまらない人たちが出てくることも予想されます。そこで、これまで子どもや高齢者、障がいのある人など、対象ごとに充実させてきたサービスに対して包括的な支援体制の強化が重要です。さらに、複数のサービスを適切に組み合わせられる多様性や柔軟性が求められます。

アンケート調査結果では、福祉サービスの情報をほとんど入手できていない割合が約3割と、入手できている約3割と同数程度となっています。その理由については、入手手段がわかりづらいが約6割と最も多く、次いで必要とする情報がない・少ないが約3割となっています。今後は各分野が連携を図り、市の取り組む多様な福祉サービスの周知が求められます。

さらに、市の保健福祉施策（サービス）については、4割半ばが充実していると回答する一方で、充実していないも約4割となっていることから、子育て家庭に向けた保育サービスの充実をはじめ、介護サービスや地域生活の自立支援サービス、障がいのある人を総合的に支援する体制の強化など、引き続き各種サービスの質の向上が求められます。

今後の方向性

- 地域でさまざまな生活課題を抱える人や多様なサービスを必要とする人が、適切かつ迅速にサービスを利用できるよう、わかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に努めます。
- 子育て支援や高齢者・障がいのある人への支援など、個人の多様なニーズに対応する福祉サービスの量的・質的な確保を図ります。

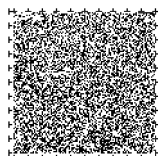
めざす姿

- 市内で受けられるサービスや制度について知ろう
- 必要なときには、必要なサービスを受けよう

■成果指標

指 標	現状値(R2)	目標値(R7)
福祉サービスの情報入手が「ほとんどできていない」割合	28.0%	26%
保健福祉施策(サービス)が充実していると感じる割合※1	43.9%	46%

※1 市民アンケート調査:「とても充実している」「まあまあ充実している」の合計値



(1) 福祉サービス情報提供の充実

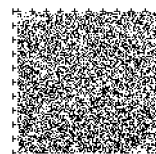
- 介護や医療に関する情報をわかりやすく整理し、情報を必要としている人に届けられるよう、あらゆる機会を利用した情報提供の充実を図ります。
- 出産や子育てに関する情報についても、ガイドブックや市ホームページ等、さまざまな手段を用いてタイムリーな情報提供の充実を図ります。
- 高齢者福祉サービス、介護保険制度およびサービス提供事業者などの情報を、市のホームページや広報紙等に掲載するとともに、各種パンフレットを作成し、出前講座を行うなど普及啓発に努めます。また、認知症サポートガイドについても周知を図ります。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人、情報を理解しづらい人に対する情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー*化を進め情報格差の解消に努めます。ホームページや広報等の市から発行する媒体については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれにでもわかりやすい情報提供を心がけます。

(2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実

- 地域子ども・子育て支援施策を推進する中で、ファミリー・サポート・センター*や子育てサークル等による相互支援体制をサポートし、地域の子育て支援力の強化を図ります。
- 高齢者が、いつまでも健康で自立した日常生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を実現できるよう、障がいのある人のニーズを踏まえた適切なサービス提供に努めます。
- 障がいのある児童が、身近な地域で支援が受けられるよう、放課後等デイサービス*や児童発達支援など、障がいの特性に応じた専門的な支援を行います。
- 地域における切れ目のない支援を提供するため、介護保険と障がい福祉両制度をまたがる一体的な支援として共生型サービスの体制整備および提供を検討します。

(3) 福祉サービスの質の向上

- 介護を必要とする高齢者や障がいのある人、その他福祉サービスを必要とする人が、それぞれの状態や希望に合ったサービスを受けられるよう、多様な事業主体への働きかけを行い、必要なサービスの確保および質的向上を図ります。



基本目標4 安心できる生活の基盤づくり

施策1 安全・安心な暮らしの確保

現状と課題

近年、地震や台風、豪雨等による自然災害が増加しており、一人ひとりの災害への備え、地域全体での安全に対する意識と対策、自主防災組織の果たす役割の重要性が見直されています。

市では、防災意識の普及啓発や防災訓練等の実施に加え、自力で避難や移動することが困難な人を支援するために、要配慮者の把握や避難行動要支援者名簿の作成を行うなどの防災対策に取り組んでいます。

一方で、アンケート調査でも地域の課題として、3割半ばが災害時の対応体制がわからないことを挙げています。さらに、避難場所への行き方を知っている割合は約7割、日ごろから防災訓練に参加している割合は1割半ばにとどまることから、引き続き避難場所の周知徹底とともに、「自助」、「公助」、「共助」の重要性についても普及啓発を図っていく必要があります。

また、子どもや高齢者、障がいのある人などについては、事故や事件、犯罪等に巻き込まれて被害者や加害者となってしまうなど、本人の意思だけでは阻止できない状況も多くあります。しかし、詐欺被害や消費者トラブルの多くは、家族や地域での声掛けにより防げることも多いことから、自らを守るため一人ひとりが理解を深めるとともに、地域全体での防犯や防犯に関する知識の周知・啓発が重要です。

さらに近年は、高齢ドライバーによる事故も多く発生しており、高齢者に配慮した交通安全対策をはじめ、高齢者の自動車運転免許の自主返納を推進しています。

今後の方向性

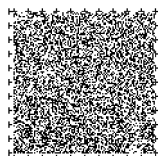
- 地震等の大規模災害時に備え、市民による自主防災組織の充実に取り組むとともに、避難行動要支援者や災害ボランティアへの支援策を講じるほか、福祉避難所*の充実に努めます。
- 市民、地域、関係団体等との連携のもとに防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの活動を支援します。
- 子どもや高齢者等を交通事故から守るため、交通安全対策の充実に努めます。

めざす姿

- 防犯パトロール等、地域を定期的に巡回しよう
- 市や地域で実施している防災訓練に参加しよう
- 災害や犯罪等から、自分を守るための知識を身に付けよう

■成果指標

指 標	現状値(R2)	目標値(R7)
避難場所等への行き方等を知っている割合	68.1%	73%
日ごろから防災訓練等に参加している割合	15.7%	18%



(1) 防災対策の充実

- 災害に関する啓発活動や情報提供の充実により、市民の防災意識の向上を図るとともに、消防団や行政区、自治会等の地域における既存組織と連携し、自主防災組織の活動の充実を図るなど、地域における防災ネットワークづくりを推進します。
- 避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、関係機関への情報提供に努め、災害発生時に必要な支援を行います。また、避難行動要支援者の安全・安心の確保のため、個別計画書作成の支援を推進します。
- 緊急時の連絡システムの整備、「幸手市地域防災計画」に基づくさまざまな防災対策の充実、ハザードマップの整備や普及を行います。
- 大規模災害の発生に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うとともに、社会福祉協議会による災害ボランティア登録制度を支援します。
- 高齢者や障がいのある人などが安心して避難所生活ができるよう、関係機関と連携しながら福祉避難所の充実に努めます。

(2) 防犯対策の強化

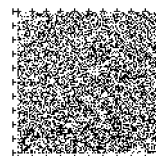
- 警察署との連携により、地域における犯罪の発生状況を把握し、防犯パトロール等の充実を図ります。また、関係団体の協力による啓発活動や情報提供を通じて防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの活動を支援します。
- 青少年健全育成活動の一環として行う非行防止活動などを支援します。
- スクールガード*や学校応援団*、子ども110番の家*等、地域と学校が連携し、子どもたちの安全確保に努めます。

(3) 交通安全対策の充実

- 警察署および関係機関・団体との連携による交通安全意識の啓発活動や、幼児から小・中学生、高齢者まで各年齢層に応じた学習機会の拡充を図ります。また、高齢者を対象とした啓発活動を行い、高齢者の交通事故防止を図ります。

(4) 消費者保護の推進

- 消費生活に関する市民からの相談に的確に対応し、問題の解決を図るため、幸手市消費生活センターの周知を図るとともに、多様化する消費者相談に対応するため、相談員の資質向上に努めます。
- 広報紙やホームページ等を通じて消費生活問題に関する情報提供を引き続き行うことで、市民の意識啓発を行っていきます。



施策2 だれもが住みよいまちづくりの推進

現状と課題

幸手市に暮らすすべての人が安心して過ごせる社会の実現に向けて、子どもや高齢者、障がいのある人などの視点に立ち、歩行空間の確保や段差の解消等のバリアフリー化に努め、ゆとりと潤いのある生活環境の整備を図ることが必要となります。

平成29年に住宅セーフティネット法が改正され、生活や住宅に配慮が必要な人に対して住まいの確保や生活安定に向けて、地域福祉と一体的な展開が求められています。そこで、市では引き続き、ハード面とソフト面のバリアフリー化およびユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢化の進行や自動車運転免許証返納に伴って、自分の力だけで移動ができない人は今後増えていくことが予想されます。アンケート調査でも、交通機関に対する要望が多く、移動支援の充実が求められています。

外出や移動の制限は、社会参加や生きがいづくりにも大きな弊害となります。

市内の交通機関に関しては、平成27年から幸手市デマンド交通の運行を開始していますが、今後の高齢化に対応し、市民のニーズに合った公共交通の見直しや充実により、不自由を感じることなく移動できるまちづくりを推進していくことが重要です。

今後の方向性

○高齢者等の多様なニーズに応じた安心な住まいの確保を推進します。

○移動のための公共交通の充実や、高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らせるようユニバーサルデザインのまちづくりに努め、公共施設のバリアフリー化をさらに推進します。

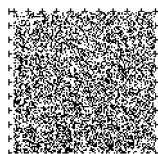
めざす姿

○市内で受けられるサービスや制度について知ろう

■成果指標

指標	現状値(R2)	目標値(R7)
住んでいる地域に愛着がある割合※	54.8%	61%
幸手市に住み続けたい割合	28.2%	30%

※市民アンケート調査：「大いにある」「ある程度ある」の合計値



(1) 居住環境の充実

- 介護保険の施設・居住系サービスの基盤整備を計画的に進めるとともに、住宅施策と連携を図りながら、高齢者の居住の安定的確保に努めます。
- 賃貸契約の一般住宅に入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行います。
- 「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）」の改正を踏まえ、ハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなど、居住に困難を抱える者に必要な支援が届くよう取り組んでいきます。

(2) 生活環境の充実

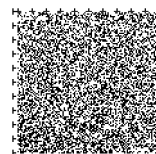
- 地区要望や市民からの通報、道路パトロール等による修繕箇所について、迅速な対応を行い、安全な道路の維持管理を行います。
- 子育て世代や高齢者、障がいのある人が利用しやすい商店街づくりに向けた環境整備を推進します。

(3) 移動手段の充実

- 市民ニーズに対応した公共交通の見直しを行い、市民の日常生活を支えるための足となる公共交通を運行します。また、民間の公共交通事業者と連携を図り、公共交通を充実していきます。
- 屋外での移動が困難な障がいのある人などに外出の支援を行い、地域で自立生活や社会参加することを支援します。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- すべての市民が安心して社会生活ができるよう、公共建築物や道路、公園等の公共施設を中心にバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った、人にやさしいまちづくりを推進します。



施策3 市民の尊厳を守る体制の充実

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、個人の意思が尊重される暮らしの実現が重要です。市では、認知症や知的・精神障がいのある人など、判断能力に不安がある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について広く周知するとともに、利用促進に努めています。

アンケート調査では、成年後見制度について、名前も内容も知っている割合が3割半ば、名前だけを知っている割合が3割半ば、まったく知らない割合が2割半ばとなっています。また前回調査と比べると、まったく知らない割合が約6ポイントの増加と、制度の認識や理解が進んでいない状況がうかがえます。引き続き、権利擁護に関する事業の周知を進め、一人ひとりがそれぞれ必要な支援内容を理解し、適切に利用することができるよう取り組むことが求められます。

また、近年社会問題化している子どもや高齢者、障がいのある人などへの虐待や差別などについても人権問題であるという認識を持ち、関係機関が連携し、すべての人の尊厳のある暮らしを守ることが重要です。

今後の方向性

- すべての人に対する住み慣れた地域で安心して生活を送る権利を守れるよう、権利擁護事業を推進し自立支援体制の充実を図ります。
- 人権意識の高揚と差別解消に向けた取り組みなどの普及・啓発に努めるとともに、男女共同参画社会に向けた啓発などを推進していきます。

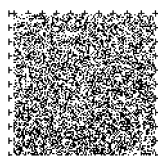
めざす姿

- 自分や家族を守るために、権利擁護等に関する制度を利用しよう
- 勝手な思い込みで決めつけず、相手のことを考えてみよう

■成果指標

指 標	現状値(R2)	目標値(R7)
成年後見制度を知らない割合	24.6%	18%

※市民アンケート調査：「言葉も聞いたことはない、制度もまったく知らない」の値



(1) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用促進

- 認知症の人や知的障がいのある人などが、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行うときに不利益を被らないように、成年後見制度の活用促進を図るとともに、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業との連携を強化します。
- 成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業について、制度が十分に活用されるよう、情報提供に努めます。

(2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた啓発

- 家庭・地域・学校・職場等、あらゆる場での各種研修会の実施を通じて、より一層の人権教育を推進します。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みなどの普及・啓発に努めます。
- 埼玉北地区障害者差別解消支援地域協議会を設置し、各市町であった事例に対する検討を行い、障がい者差別解消に関する相談体制を整備します。
- 小・中学校における普通学級と特別支援学級の交流教育を推進します。また、障がいのある人への正しい認識を育むとともに、相手を思いやり、助け合う精神を養うため、体験学習等の福祉教育の充実を図ります。

(3) 男女共同参画社会の推進

- 職場・学校・地域・家庭などにおける男女共同参画を推進するために、情報紙の発行やセミナー等の開催による啓発活動を引き続き行います。
- 「幸手市男女共同参画プラン」と「幸手市役所女性職員活躍推進計画」に基づき、性別による差別がなくそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識醸成や男女ともに社会参加できる環境づくりに努めます。



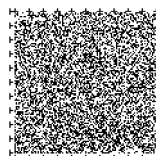
「成年後見制度」とは

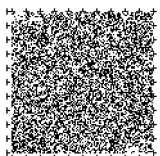
認知症等で判断能力が低下してしまったとき、本人ではお金の管理や財産の管理をすることが難しくなり、振り込め詐欺にあったり、高額な商品を買ってしまったりする可能性があります。そこで、判断能力が不十分な人に代わって、介護サービスの利用・施設入所等の契約や財産の管理などの手助けを行うものです。



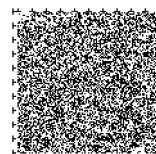
★こんなときに利用

- ・ひとり暮らしで認知症の症状が出始めた親が訪問販売業者に狙われてしまうことが心配
- ・ひとり暮らしで認知症になったときや入院や介護が必要になったときのことが不安 など





第3章 計画の推進



第1節 計画の推進体制

1 計画推進に向けて必要な視点

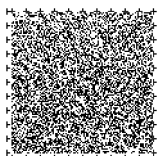
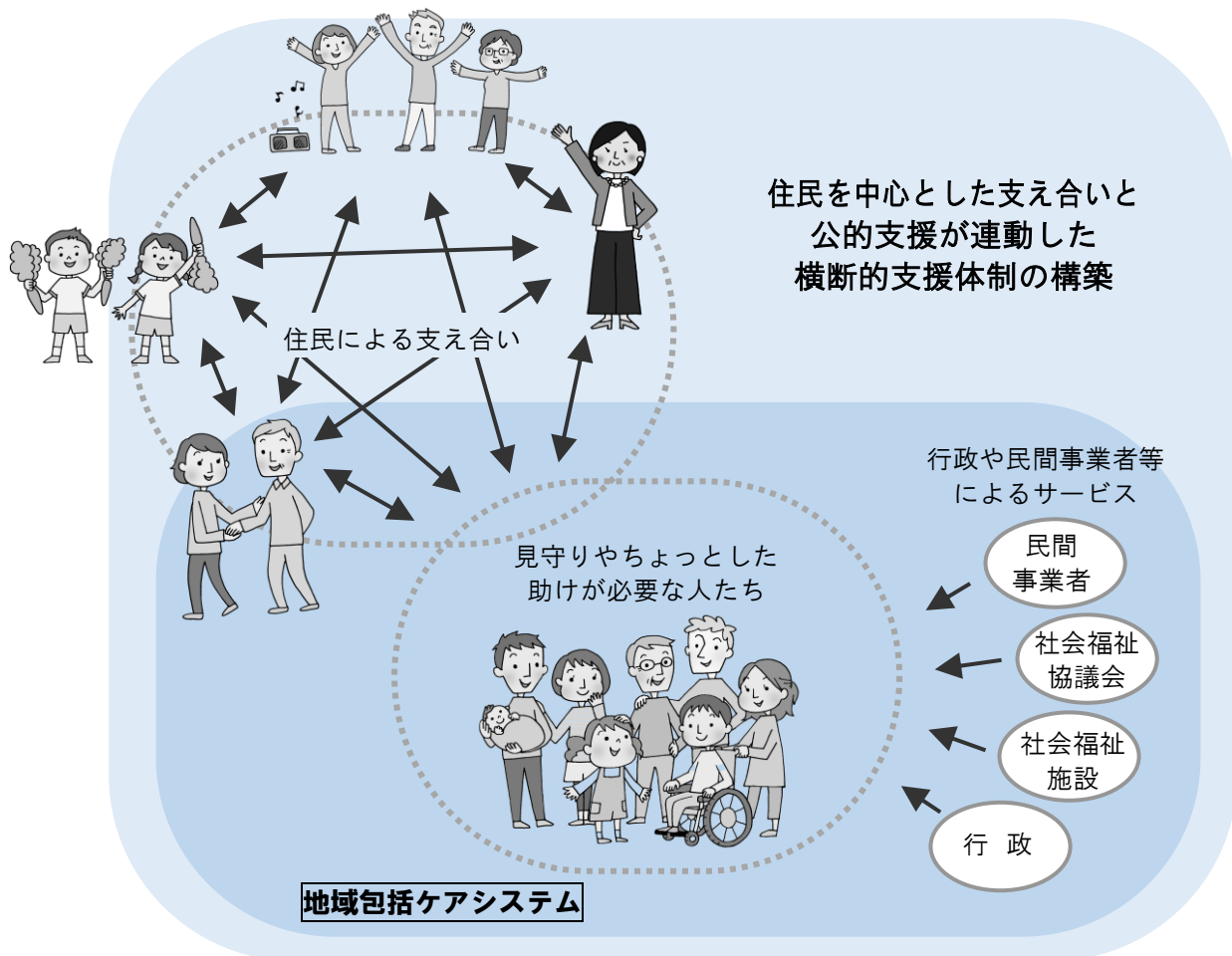
(1) 福祉課題への横断的な支援の充実

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、だれもが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供し、日常生活圏域での生活を支援する「地域包括ケアシステム」の深化が進められています。

今後は、「地域包括ケア」の理念が高齢者分野のみの考え方ではなく、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て家庭等、地域のすべての人を包み込む考え方となる必要があります。

また、高齢や障がい、子ども等の各福祉分野において、地域の課題や資源の状況に応じた支援を進めていくことに加え、各分野が連携し、制度の狭間により適切な支援を受けられない人が出ないように、住民相互の支え合い・助け合いと行政や民間事業者等によるサービスにより切れ目のない横断的な支援を進めることが重要です。

■分野を超えた横断的な支援の推進



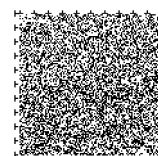
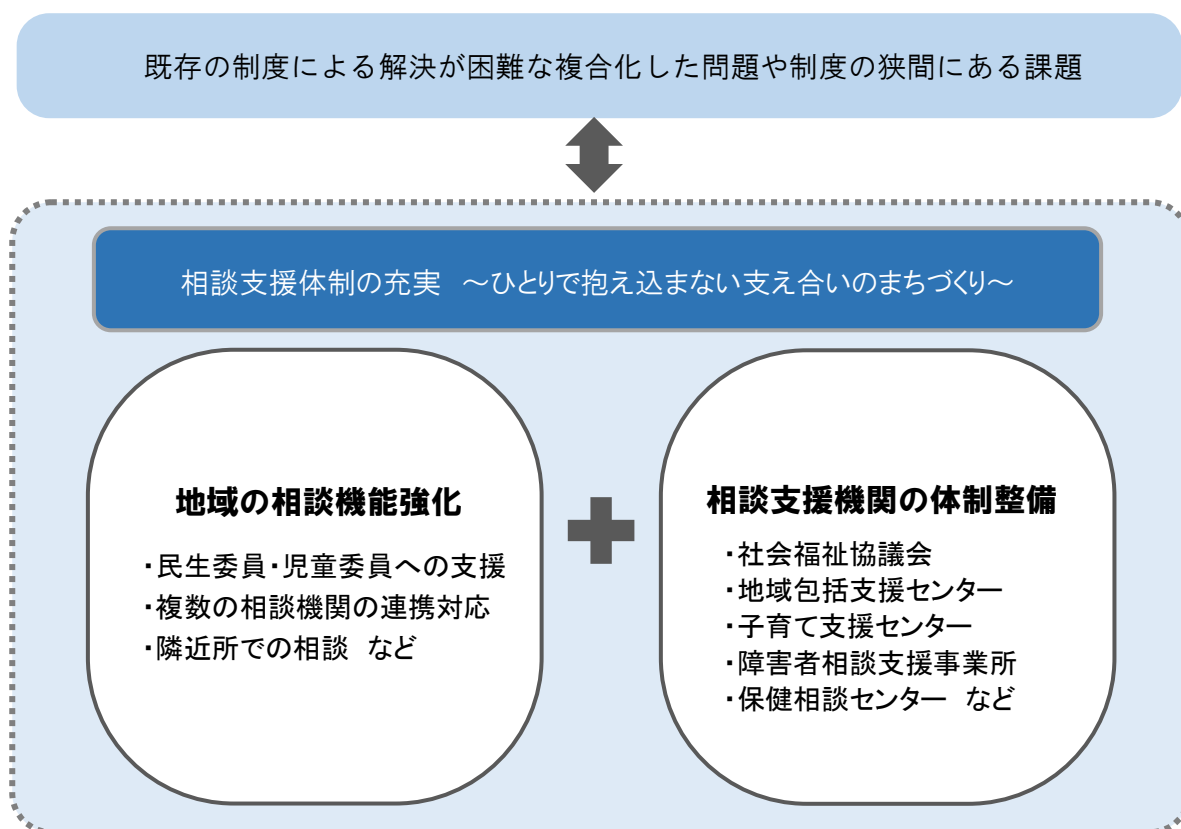
(2) 「身近・気軽」と「専門性」の両面で、継続的につながり・支える体制の充実

だれもが地域で自立し、安心した生活を送るためには、市民が日常生活や福祉等のさまざまな生活課題に直面したときに地域の中で十分な相談支援を受けることができ、その個々の状況に応じたサービスを適切に選択・利用できる仕組みが必要です。そのため、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援事業所等で行ってきた相談支援体制をさらに強化し、身近な地域で相談できる環境の整備や市民が抱える地域生活課題や増大化する福祉に対するニーズに対応するための相談支援員の専門性の向上、複数の相談機関の連携等、相談支援体制の強化・充実を図ることが求められます。

さらに、市民一人ひとりが地域課題を我が事として捉え、解決する力の強化およびそれを支援する取り組み、さまざまな相談等を丸ごとを受け入れることができる場の整備、そして、制度や分野等の枠組みを超えた総合的な相談支援体制づくりが求められています。

民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役と社会福祉協議会・行政が連携を深め、地域に根ざした総合的・一体的な相談支援体制の構築を進めていきます。

■ 相談支援体制の充実に向けた推進体制



2 協働による計画の推進体制

(1) 協働による推進体制

地域には、多岐にわたる福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域で生活している市民です。

自分たちの住む地域の状況に応じた多様な福祉ニーズに、支え合い、助け合いながら対応していくためには、個人や家族が解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決する「互助」や「共助」、市民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」といった、それぞれの取り組みが重要となります。

特に、「互助」や「共助」においては、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等と協働し、解決に当たることが重要となってきます。

この計画を進めていくに当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

(2) 各主体に望まれる役割

子どもや高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、さまざまな課題を抱える人が社会参加しやすくなるための横断的な支援に向けては、福祉機関や地域組織、NPO、市民団体、行政等の多様な主体が一体となった支援体制づくりが重要です。

【市民の役割】

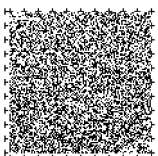
市民は地域福祉の主役として、重要な役割を担っています。市では、これまでも市民が主体となった支え合いの充実に向けての取り組みや、ボランティアやNPOによる市民主体の取り組みが進められてきました。

地域福祉の取り組みは、隣近所とのあいさつ、自治会活動や地域イベント等への積極的な参加を通じた人間関係づくりが基本となります。

市民へは、朝夕の子どもたちの見守りや、隣近所で困っている人への手伝いなど、身近なところから取り組み、災害発生時における相互協力などへ発展していくことができるよう、身近なコミュニティづくりに参加していくことが期待されます。

【事業者や関係団体等の役割】

福祉サービスの事業者や関係団体は、専門性を活かし、質の高いサービスを提供したり、市民からの相談に乗ったりするなど、地域に密着した活動や福祉事業を展開してきました。今後も、サービスの提供者、地域福祉への協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、地域の取り組みや、他の事業者・関係機関との連携に取り組むことが求められています。



【社会福祉協議会の役割】

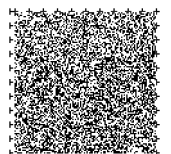
社会福祉協議会は、従来から市民主体によるさまざまな地域福祉活動を推進し、また、市の福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきました。

今後も、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、関係団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

【行政の役割】

市は、地域における支え合い活動の充実を図るために、地域福祉に関するニーズなどの現状把握や施策の進行管理など、本計画に位置付けられた取り組みを総合的かつ一体的に推進します。

また、各主体の役割や福祉分野における個別計画を踏まえながら、地域福祉のネットワーク体制の整備に努めます。地域の特性に応じたきめ細かな施策の実現に向けて、庁内関係部署の連携を深め、この計画を推進します。



第2節 計画の進行管理

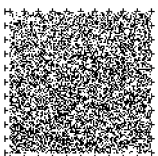
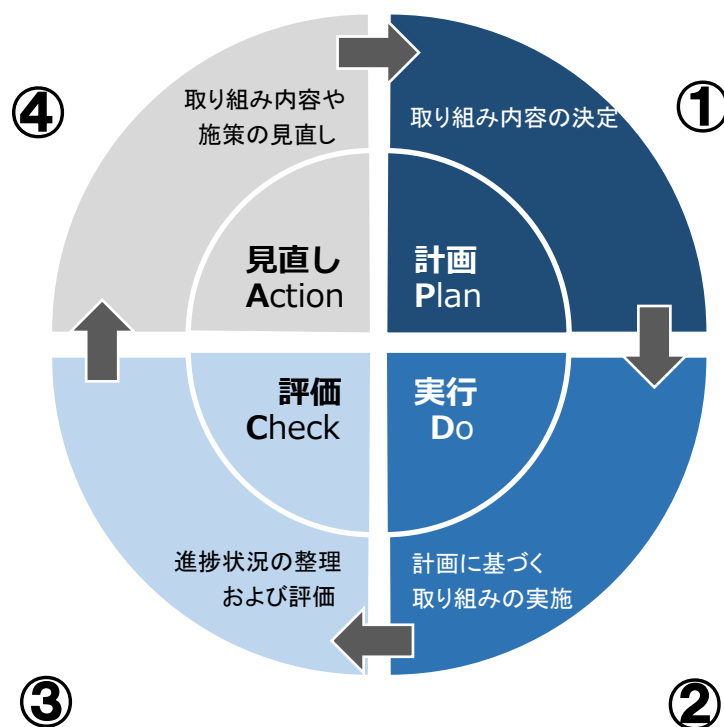
1 進行管理

計画は、策定するだけでなく、それを実行し、評価を行うことが重要です。

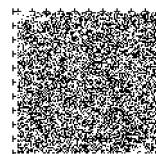
本計画の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間ですが、その中で「幸手市地域福祉計画推進委員会」を設置し、各関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）との連携を図りながら、計画の点検・評価を行っていきます。

2 PDCAによる点検・評価

計画の点検・評価については、PDCA サイクルに基づいて実施します。PDCA サイクルとは、①計画（Plan）を立て、②それを実行（Do）し、③実行の結果を評価（Check）して、④さらに計画内容の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。



資料編



1 幸手市地域福祉計画策定委員会設置条例

○幸手市地域福祉計画策定委員会設置条例

平成26年3月18日

条例第7号

(設置)

第1条 地域福祉の推進に関する計画に住民等の意見を反映させるため、幸手市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定及び変更に関し、必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉関係団体の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議等が終了した日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

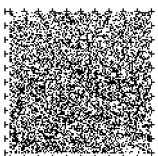
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

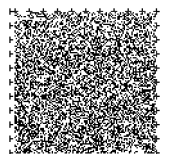
第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



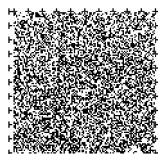
2 幸手市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

第2次幸手市地域福祉計画策定委員名簿

◎委員長 ○副委員長

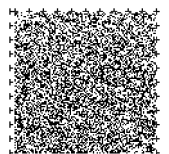
氏名	所属団体等
◎ 瀬川 裕史	幸手市医師会
○ 熊坂 隆行	日本保健医療大学
倉持 昭夫	幸手市民生委員・児童委員協議会
稲垣 仁美	幸手市民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)
大竹 有美子	社会福祉法人 幸手市社会福祉協議会
秋谷 清	幸手市身体障害者福祉会
上村 京子	サークル青空
新井 英子	幸手市母子愛育会
松田 光男	幸手市区長会
森 久子	幸手市人権擁護委員
川井 淑行	幸手市商工会
山本 晶子	幸手子育て支援ネットワーク
遠藤 年	幸手市老人クラブ連合会
野尻 國雄	朗読 VG 幸手

(順不同 | 敬称略)



3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 1 月 8 日～1 月 24 日	○幸手市地域福祉計画策定のためのアンケート調査 ・市内在住の 18 歳以上の男女 2,000 人(無作為抽出) ・1,020 件回収(回収率 51.0%)
6 月 22 日～7 月 22 日	○関係機関調査の実施 ・団 体:幸手市で活動する地域福祉に関する団体(33 団体) 27 件回収(回収率 81.8%) ・事業者:幸手市で活動する地域福祉に関する事業者(60 事業者) 24 件回収(回収率 40.0%)
9 月 9 日	○第 1 回幸手市地域福祉計画策定委員会 ・第 2 次幸手市地域福祉計画策定の概要について ・第 2 次幸手市地域福祉計画案について ・その他
10 月 30 日	○第 2 回幸手市地域福祉計画策定委員会 ・第 2 次幸手市地域福祉計画案について
12 月 10 日～ 令和 3 年 1 月 10 日	○パブリックコメント
2 月 5 日	○第 3 回幸手市地域福祉計画策定委員会(書面開催) ・パブリックコメントの結果について ・第 2 次幸手市地域福祉計画案の承認について



4 用語解説

あ行

●NPO

民間非営利団体（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせずに地域等においてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

か行

●学校応援団

学校における学習活動、安全・安心の確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

●協働

共通の目的を実現するために、市民・事業者・関係団体・行政等、異なる性格を持つ組織・集団が、お互いの特性や能力を生かしながら、対等の立場で協力し合うこと。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。人口を維持するための合計特殊出生率は2.08以上が必要とされている。

●子ども110番の家

児童・生徒が通学時などに身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所。

●コミュニティビジネス

地域の住民が主体となって有償のビジネスとして活動をしていくうえで、地域課題の解決に取り組むことで生きがいの創出や地域社会の活性化をめざし地域を豊かにしようとする理念を持ったサービス。

さ行

●埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム

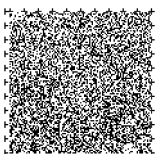
利根保健医療圏（行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所、画像診断施設、臨床検査施設、歯科医療機関及び調剤薬局を安全なネットワークで結び、患者さんの情報を共有するシステム。

●幸手市シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、健康や生きがいのために奉仕したい高齢者（おおむね60歳以上）に対して、一般家庭や民間企業等からの仕事を提供する公益団体。

●「さって市民生きがい教授」制度

さまざまな分野で、知識・技能・経験を持ち、指導、援助できる人材を登録し、指導者や講師を探す個人や団体に紹介する制度。



●社会福祉協議会

地域の社会福祉の推進のために、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関によって組織化された民間福祉団体。

●スクールガード

地域住民が児童・生徒の登下校時間に合わせ、通学路等のパトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

●成年後見制度

認知症等で十分な判断能力がない人の代わりに家族等が家庭裁判所に申立て、財産の取引等の各種手続や介護保険サービス利用の契約等を行うことができる後見人などを選任してもらう制度。

た行

●多文化共生キーパーソン

知事から委嘱を受け、外国人住民に行政情報などを提供しながら、生活相談などにも応じる者。

●地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など障がいのある人の地域生活の支援の促進を図ることを目的とする場。

●地域包括ケアシステム

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制。

●地域包括支援センター

高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関。

●チャレンジショップ

地域にお店を出したい事業者や、好きな商品で商売したい事業者等が独立創業に挑戦し、県や市、商工会と連携し出店をする店舗。

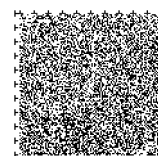
な行

●二次保健医療圏

病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域単位で、幸手市は、行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町とともに、埼玉利根保健医療圏を構成している。

●日常生活自立支援事業

日常生活を営むのが困難な高齢者等に対し、福祉サービス利用等の援助や日常生活における金銭の管理、書類等の保管等を行うことで、住み慣れた地域で安心して生活を送る支援をする事業。



は行

●バリアフリー

公共空間や建築物等に段差の解消や手すりの設置などを行い、生活上の障壁を取り除くこと。

●避難行動要支援者

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。

●ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

●福祉避難所

災害発生時に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などを受け入れるための二次的避難所で、市が必要に応じて設置する。

●放課後等デイサービス

児童福祉法に位置付けられた障がい児支援のひとつで、就学した障がいのある子どもに対し、放課後や休業日において、日常生活動作の訓練や社会生活適応の指導を行う通所サービス。

ま行

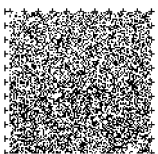
●民生委員・児童委員

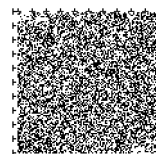
民生委員は、地域福祉向上のため民生委員法に基づき国から委嘱される民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねている。援助を必要とする人の生活状態の把握、相談・助言活動、情報提供や援助活動を行うほか、市や市社会福祉協議会への協力を行うこととされている。

や行

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。





第2次幸手市地域福祉計画

発行年月 | 令和3年3月

発行 | 幸手市

編集 | 幸手市健康福祉部社会福祉課

〒340-0152

埼玉県幸手市大字天神島 1030-1

電話 0480-42-8435

URL <https://www.city.satte.lg.jp/>

